

令和5年（2023年）

第1回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2023.2.14 調製

令和5年(2023年)第1回町田市議会定例会日程一覧表

※2月14日(火) 告示 議案配付 議会運営委員会

※2月16日(木) 正午 一般質問通告締切

※2月16日(木) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ

2月17日(金) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考	
2	21	火	本 会 議 議会運営委員会	令和4年度包括外部監査の結果報告書の説明について 報告第 1 号 第 34 号議案、第 37 号議案、 第 43 号議案 第 1 号議案～第 6 号議案	—提案理由説明—質疑—表決 —提案理由説明—質疑—付託	請願・陳情受付締切 午後5時
			常任委員会	総務・健康福祉・文教社会・建設		4 常任委員会同時開催
	22	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 市長の施政方針 第 7 号議案～第 33 号議案、 第 35 号議案、第 36 号議案、 第 38 号議案～第 40 号議案 第 42 号議案 第 41 号議案	—提案理由説明 —提案理由説明—質疑—表決	
	23		Ⓜ			
	24	金	議案説明会			
	25		ⓧ			
	26		Ⓜ			
27	月	全員協議会			代表・個人質疑通告締切 午後3時	
28	火	議事整理				
3	1	水	議事整理			
	2	木	議事整理			
	3	金	議事整理			
	4		ⓧ			
	5		Ⓜ			
	6	月	本 会 議 議会運営委員会	第 14 号議案～第 33 号議案、 第 35 号議案、第 36 号議案、 第 38 号議案～第 40 号議案 第 42 号議案 第 7 号議案～第 13 号議案	—質疑—付託 (代表・個人)	議員提出議案提出締切 午後零時50分
				請願及び陳情の付託報告		
	7	火	常任委員会	総務・健康福祉		
	8	水	常任委員会	総務・健康福祉		
	9	木	常任委員会	文教社会・建設		
	10	金	常任委員会	文教社会・建設		
	11		ⓧ			
	12		Ⓜ			
	13	月	常任委員会	常任委員会予備日		
	14	火	本 会 議	一般質問		
15	水	本 会 議	一般質問			

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
3	16	木	本 会 議	一般質問	
	17	金	議 事 整 理		
	18	⊕			
	19	⊖			
	20	月	本 会 議	一般質問	
	21	⊕			
	22	水	本 会 議	一般質問	
	23	木	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	24	金	議 事 整 理		
	25	⊕			
	26	⊖			
	27	月	議 事 整 理		
	28	火	議 事 整 理		
29	水	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告		

令和5年第1回定例会は、2月21日（火）に招集され、3月29日（水）までの37日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算13件、条例17件、その他が14件の予定です。

予算案は、令和4年度（2022年度）町田市一般会計補正予算（第7号）など、条例案は、町田市性の多様性の尊重に関する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 令和4年度（2022年度）町田市一般会計補正予算（第7号） |
| 第2号議案 | 令和4年度（2022年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号） |
| 第3号議案 | 令和4年度（2022年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第2号） |
| 第4号議案 | 令和4年度（2022年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号） |
| 第5号議案 | 令和4年度（2022年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 第6号議案 | 令和4年度（2022年度）町田市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 第7号議案 | 令和5年度（2023年度）町田市一般会計予算 |
| 第8号議案 | 令和5年度（2023年度）町田市国民健康保険事業会計予算 |
| 第9号議案 | 令和5年度（2023年度）町田市介護保険事業会計予算 |
| 第10号議案 | 令和5年度（2023年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算 |
| 第11号議案 | 令和5年度（2023年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計予算 |
| 第12号議案 | 令和5年度（2023年度）町田市下水道事業会計予算 |
| 第13号議案 | 令和5年度（2023年度）町田市病院事業会計予算 |

第 1 4 号議案 町田市性の多様性の尊重に関する条例

※性の多様性が尊重される社会の推進に関し、基本理念等を定め、一人ひとりが個性と能力を發揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的として、制定するものです。

第 1 5 号議案 町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

※町田市パートナーシップ宣誓制度の創設を踏まえ、職員の給与及び休業・休暇の制度におけるパートナーシップの相手方等の取扱いについて規定するため、関係する条例 6 本を一括して改正するものです。

第 1 6 号議案 町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

※町田市パートナーシップ宣誓制度の創設等を踏まえ、特定公共賃貸住宅の利用者及び同居者の資格等を見直すため、所要の改正をするものです。

第 1 7 号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例

※町田市パートナーシップ宣誓制度の創設等を踏まえ、市営住宅の利用者及び同居者の資格等を見直すため、所要の改正をするものです。

第 1 8 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 1 9 号議案 町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例

※災害対策基本法の規定に基づき、避難支援等関係者に対する避難行動要支援者の名簿情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。

第 2 0 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

※国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第 5 期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、及び健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、所要の改正をするものです。

第 2 1 号議案 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

※「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」による子ども・子育て支援法等の改正に伴い、関係する条例 6 本を一括して整理するため、制定するものです。

第 2 2 号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

※児童福祉法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 2 3 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※子ども・子育て支援法等の改正及び内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 2 4 号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 2 5 号議案 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 2 6 号議案 町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

※町田市道における、自転車通行帯、自動運行補助施設及び歩行者利便増進道路に係る道路構造の技術的基準を定めるため、及び自転車道の設置要件を改めるため、所要の改正をします。

第 2 7 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※「境川団地地区地区計画」の都市計画決定及び「木曾山崎地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 2 8 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例

※市立公園において映画等の撮影、営業行為等を行う場合に、指定管理者が管理する公園については指定管理者が許可を行えるようにするため、所要の改正をします。

第 2 9 号議案 町田市忠生公園自然観察センター条例を廃止する条例

※忠生公園内にある忠生公園自然観察センターの施設を、忠生公園と一体的に管理し、公園を訪れた方が多目的に利用できるようにするため、廃止をします。

第 3 0 号議案 町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

※HCU（高度治療室）の開設に伴い、病床数を改めるため、所要の改正をします。

第 3 1 号議案 香山緑地既存建物耐震改修他工事請負契約

※香山緑地内に立地する書院造の建物を活用し、町田市の観光拠点の一つとするため、既存主屋の耐震改修工事並びに厨房棟及びトイレ棟の増築工事を行う工事請負契約を締結をします。

第 3 2 号議案 旧忠生第六小学校解体工事請負契約の変更契約

※本件工事請負契約のうち、給食棟の解体工事について、既存杭の撤去及び擁壁の設置工事を追加することに伴い、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。

第 3 3 号議案 忠生 6 3 0 号線（第二期）道路改良工事（その 4） 請負契約の変更契約

※道路事業用地の取得に伴い、本設工事の施工範囲を拡大するため、契約金額の変更契約を締結するものです。

第 3 4 号議案 普通財産の貸付について

※株式会社町田新産業創造センターに対して、普通財産である土地を無償にて、また、家屋の創業支援事業に係る部分については減額して貸し付けるものです。

第 3 5 号議案 鶴川駅南北自由通路の整備に関する施行協定

※鶴川駅周辺の回遊性を向上させるため、駅の南北をつなぐ自由通路を整備するに際し、工事の一部（鉄道敷に影響がある範囲）を小田急電鉄株式会社に委託する必要があることから、施行協定を締結するものです。

第 3 6 号議案 鶴川駅改良事業の工事に関する施行協定

※鶴川駅の自由通路整備に併せて、改札口等の駅機能を移設するため、小田急電鉄株式会社と施行協定を締結するものです。

第 3 7 号議案 損害賠償の額の決定について

※町田市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を決定するものです。

第 3 8 号議案 市道路線の認定について

※開発行為によって築造された道路、私道移管事業によって移管された道路、土地区画整理事業によって築造予定の道路を市道として認定するものです。

第 3 9 号議案 市道路線の廃止について

※道路として機能のない路線を廃止するものです。

第 4 0 号議案 包括外部監査契約の締結について

※2023 年度の包括外部監査契約を締結するものです。

第 4 1 号議案 指定金融機関の指定について

※2023 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。

第 4 2 号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※2023 年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

第 4 3 号議案 権利の放棄について

※市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないもの、及び、債務者の死亡により請求権行使に実効性がないものについて、権利の放棄をするものです。

【報告承認案件】

報告第 1 号 令和 4 年度（2022 年度）町田市一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処分の承認を求めることについて

令和4年度（2022年度）

3月補正予算

3月補正予算の概要

3月補正では、子育て家庭が、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく、身近な場所での相談や、様々なニーズに応じた支援を受けられるよう、国の交付金及び都補助金を活用して、伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体で実施します。

その他、一般会計、特別会計事業の執行見込み等に合わせた事業費の補正を行います。

一般会計	4億5,384万9千円
特別会計	△20億5,570万6千円
計	△16億185万7千円

一般会計補正予算の主な内容

将来を担う人が育つまちづくりのために

- 出産・子育て応援事業（2022年度先行分） 5億5,018万円

特別会計の補正額

- 国民健康保険事業会計 △2億9,531万円
- 介護保険事業会計 △9億4,106万円
- 後期高齢者医療事業会計 3,195万円
- 下水道事業会計 △5億323万円
- 病院事業会計 △3億4,806万円

2022年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計		
			構成比(%)			構成比(%)	
一 般 会 計		181,253,522	57.7	453,849	181,707,371	58.1	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	43,910,669	14.0	△ 295,307	43,615,362	13.9	
	介 護 保 険 事 業 会 計	39,105,092	12.4	△ 941,056	38,164,036	12.2	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	12,928,825	4.1	31,948	12,960,773	4.1	
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	146,412	0.0	0	146,412	0.1	
	下 水 道 事 業 会 計	19,456,577	6.2	△ 503,229	18,953,348	6.1	
	収 益 的	12,173,092	3.9	952	12,174,044	3.9	
	資 本 的	7,283,485	2.3	△ 504,181	6,779,304	2.2	
	病 院 事 業 会 計	17,476,986	5.6	△ 348,062	17,128,924	5.5	
	収 益 的	15,701,016	5.0	△ 348,062	15,352,954	4.9	
	資 本 的	1,775,970	0.6	0	1,775,970	0.6	
	小 計	133,024,561	42.3	△ 2,055,706	130,968,855	41.9	
	合 計		314,278,083	100.0	△ 1,601,857	312,676,226	100.0

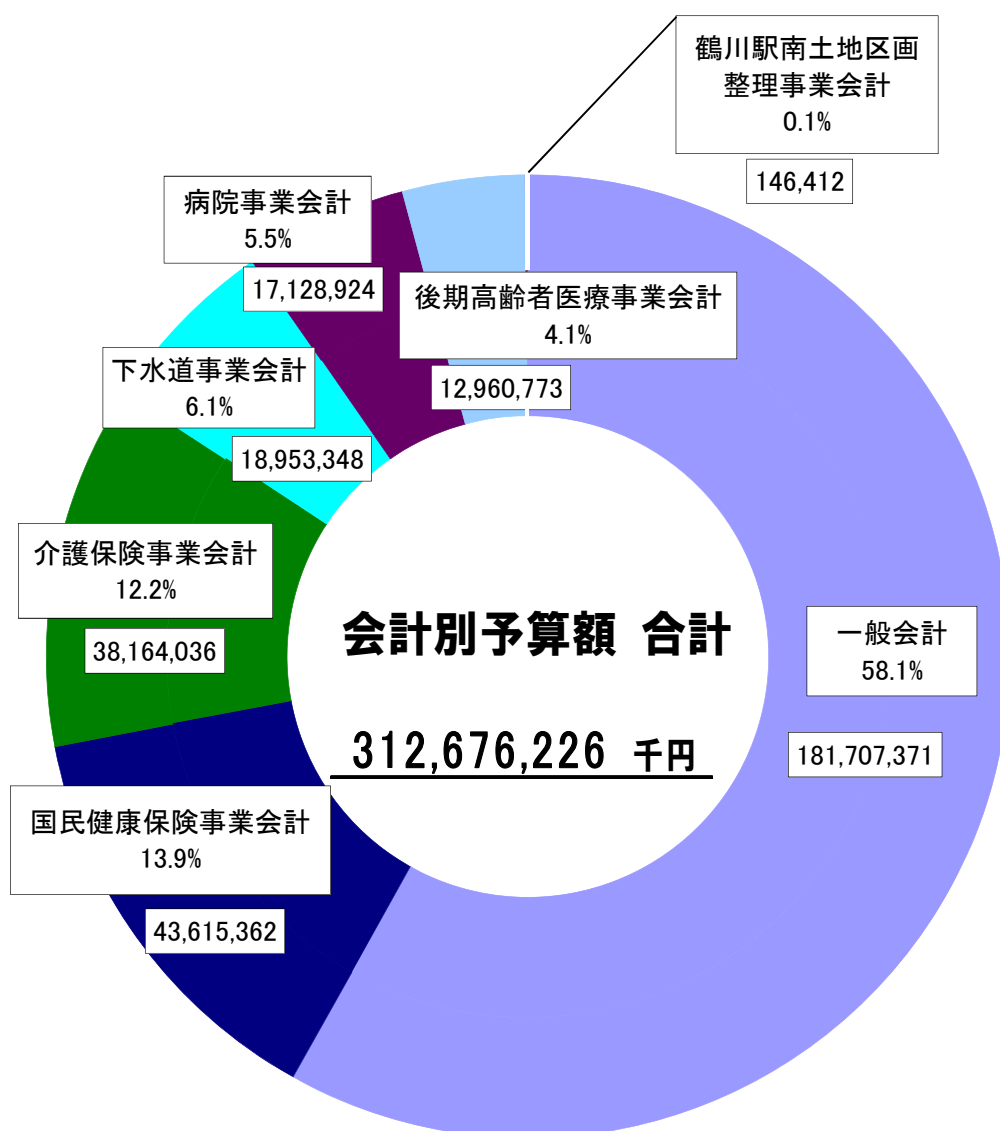
【概要】

- 一般会計の補正額は4億5,384万9千円で、補正後の全会計予算総額3,126億7,622万6千円に対する一般会計の構成比は58.1%です。
- 国民健康保険事業会計の補正額は△2億9,530万7千円で、主に保険給付費の減額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△9億4,105万6千円で、主に保険給付費の減額に伴う補正です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は3,194万8千円で、主に広域連合納付金の増額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△5億322万9千円で、主に事業の執行見込みにあわせた減額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は△3億4,806万2千円で、給与費や薬品費などの事業の執行見込みに合わせた減額と、光熱水費の増額に伴う補正です。

2022年度 会計別予算構成

<3月補正後>

(単位:千円)



2022年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,471,747	37.8	1,214,000	69,685,747	38.4
2. 地 方 譲 与 税	785,001	0.4	—	785,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	80,000	0.0	—	80,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	553,000	0.3	—	553,000	0.3
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	567,000	0.3	—	567,000	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	970,000	0.5	—	970,000	0.5
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,627,000	4.8	—	8,627,000	4.8
8. ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	—	39,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	194,000	0.1	—	194,000	0.1
10. 地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.3	—	487,000	0.3
11. 地 方 交 付 税	3,745,986	2.1	808,814	4,554,800	2.5
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	48,000	0.0	—	48,000	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	718,705	0.4	32	718,737	0.4
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,569,945	2.0	△ 52,322	3,517,623	1.9
15. 国 庫 支 出 金	42,085,430	23.2	597,648	42,683,078	23.5
16. 都 支 出 金	24,680,116	13.6	48,995	24,729,111	13.6
17. 財 産 収 入	1,744,509	1.0	120,059	1,864,568	1.0
18. 寄 附 金	236,700	0.1	—	236,700	0.1
19. 繰 入 金	8,095,888	4.5	△ 579,815	7,516,073	4.1
20. 繰 越 金	8,140,436	4.5	—	8,140,436	4.5
21. 諸 収 入	1,918,059	1.1	△ 460,562	1,457,497	0.8
22. 市 債	5,496,000	3.0	△ 1,243,000	4,253,000	2.4
歳 入 合 計	181,253,522	100.0	453,849	181,707,371	100.0

【概要】

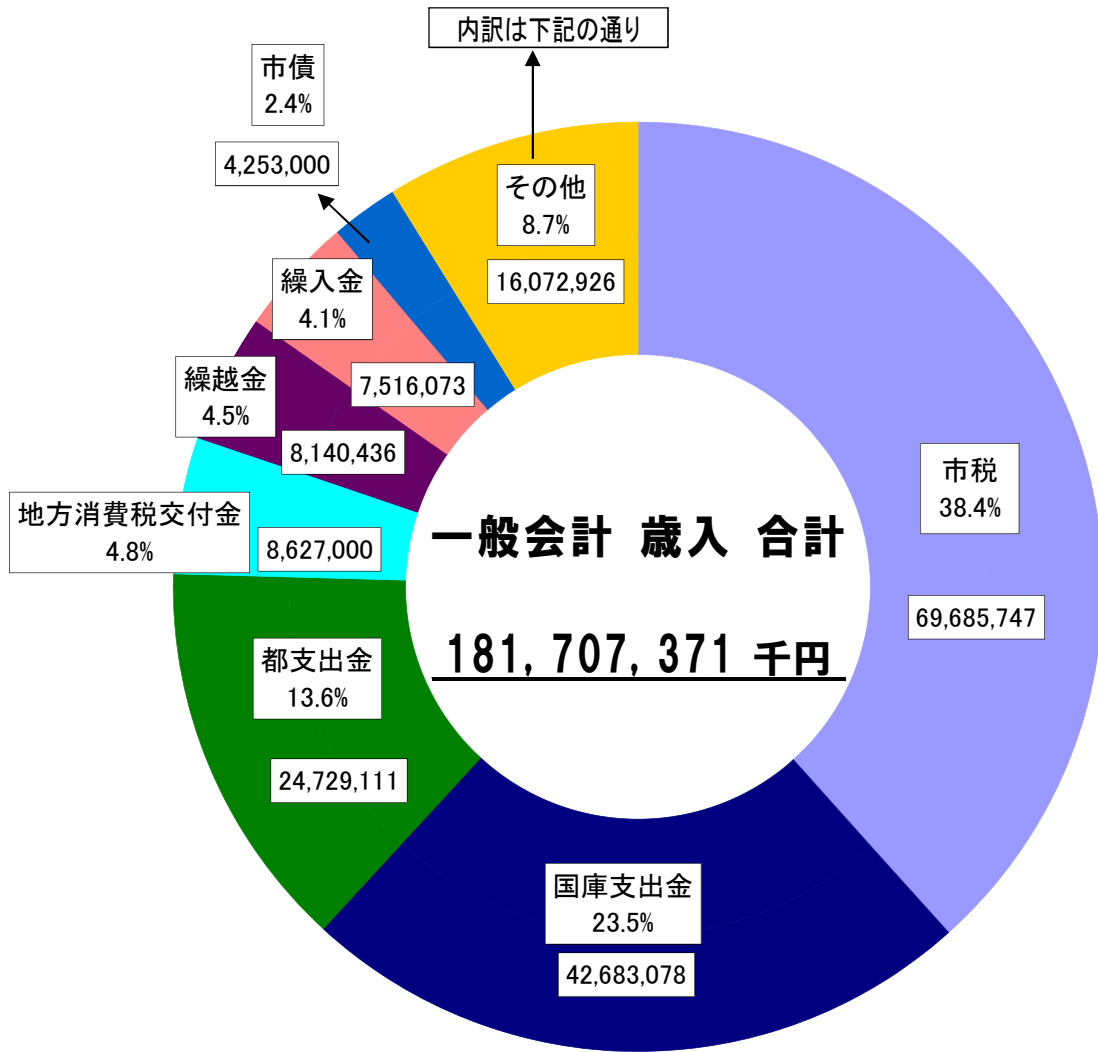
3月補正予算の主なもの

- 款 1.市税 個人市民税(6.5億円)、法人市民税(3.8億円)、固定資産税(0.9億円)
- 款 11.地方交付税 普通交付税(8.1億円)
- 款 15.国庫支出金 出産・子育て応援交付金(3.7億円)、自立支援費負担金(2.1億円)
- 款 16.都支出金 出産・子育て応援事業費補助金(1.8億円)、自立支援費負担金(1.0億円)、
地域密着型サービス整備費補助金(△1.3億円)、道路橋梁費補助金(△1.1億円)
- 款 19.繰入金 国民健康保険事業会計繰入金(△3.9億円)、
廃棄物減量再資源化等推進整備基金繰入金(△1.1億円)
- 款 21.諸収入 みちづくり・まちづくりパートナー事業受託収入(△5.0億円)
- 款 22.市債 都市計画事業債(△4.1億円)、文化施設整備事業債(△3.8億円)、
道路整備事業債(△3.5億円)

2022年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

地方交付税	4,554,800	配当割交付金	553,000
使用料及び手数料	3,517,623	地方特例交付金	487,000
財産収入	1,864,568	寄附金	236,700
諸収入	1,457,497	環境性能割交付金	194,000
法人事業税交付金	970,000	利子割交付金	80,000
地方譲与税	785,001	交通安全対策特別交付金	48,000
分担金及び負担金	718,737	ゴルフ場利用税交付金	39,000
株式等譲渡所得割交付金	567,000		

2022年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	646,801 (0.4%)	△ 10,002	636,799 (0.4%)	—	—	—	—	△ 10,002
2. 総務費	22,801,541 (12.6%)	2,319,196	25,120,737 (13.8%)	74,688	△ 22,196	△ 38,000	△ 1,922	2,306,626
3. 民生費	92,306,537 (50.9%)	79,741	92,386,278 (50.8%)	476,948	51,827	△ 54,000	△ 24,890	△ 370,144
4. 衛生費	21,470,570 (11.8%)	369,422	21,839,992 (12.0%)	435,765	179,454	—	40,107	△ 285,904
5. 労働費	43,359 (0.0%)	△ 5,331	38,028 (0.0%)	△ 5,976	—	—	—	645
6. 農林費	366,828 (0.2%)	△ 29,742	337,086 (0.2%)	△ 22,430	△ 6,084	—	72	△ 1,300
7. 商工費	3,145,749 (1.7%)	△ 289,234	2,856,515 (1.6%)	△ 91,054	4,744	—	943	△ 203,867
8. 土木費	14,580,090 (8.0%)	△ 1,369,624	13,210,466 (7.3%)	△ 248,956	△ 155,716	△ 757,000	△ 530,092	322,140
9. 消防費	4,879,755 (2.7%)	△ 11,980	4,867,775 (2.7%)	—	—	—	—	△ 11,980
10. 教育費	13,694,493 (7.6%)	△ 455,189	13,239,304 (7.3%)	△ 21,337	△ 3,034	△ 394,000	△ 9,349	△ 27,469
11. 災害復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,217,793 (4.0%)	△ 143,408	7,074,385 (3.9%)	—	—	—	—	△ 143,408
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.0%)	—	—	—	—	—
歳出合計	181,253,522 (100.0%)	453,849	181,707,371 (100.0%)	597,648	48,995	△ 1,243,000	△ 525,131	1,575,337

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 款2.総務費 公共施設整備基金積立金(15.6億円)、財政調整基金積立金(10.6億円)
- 款3.民生費 障がい者サービス給付事業費(5.0億円)、国民健康保険事業会計繰出金(△2.7億円)
- 款4.衛生費 出産・子育て応援事業費(5.5億円)、広域廃棄物処理事業費(△1.2億円)
- 款7.商工費 原油価格等高騰対策事業者支援事業費(△2.0億円)、プレミアムポイント付与事業費(△0.6億円)
- 款8.土木費 みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△4.9億円)、住宅耐震促進事業費(△1.8億円)
- 款10.教育費 芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備事業費(△4.6億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
 - 変更:長津田車庫跨線人道橋補修事業(2022～2024年度/4.1億円→5.4億円/5.5億円)
 - 都計道3・4・41(小山)築造事業(2022～2023年度/2.3億円→3.9億円/5.6億円)
 - 町田忠生小山エリア・南エリア中学校給食センター整備運営事業(PFI事業)
(2022～2039年度/102.1億円→121.4億円/102.1億円→121.4億円)
 - 鶴川エリア中学校給食センター整備事業(建物賃貸借事業)
(2022～2035年度/17.1億円→18.2億円/17.1億円→18.2億円)

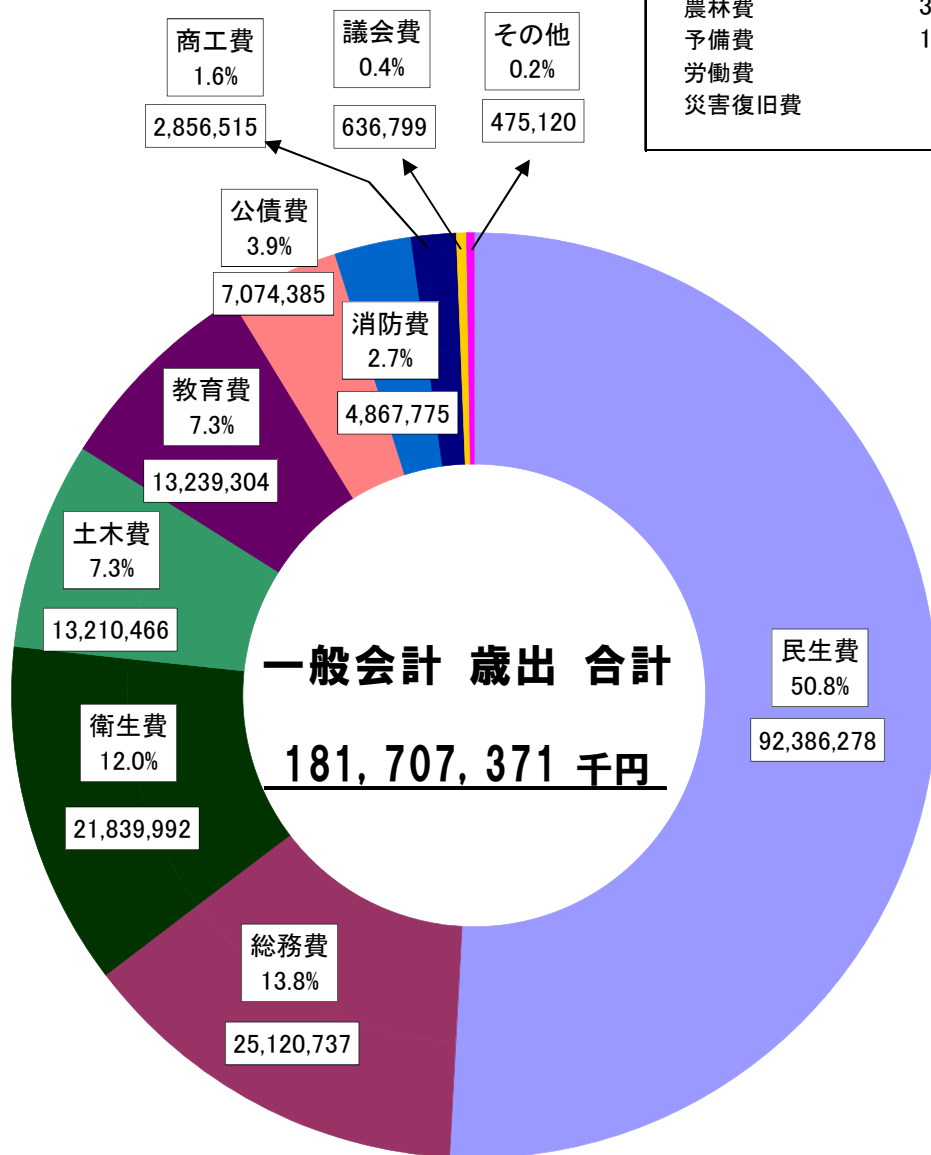
2022年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	337,086
予備費	100,000
労働費	38,028
災害復旧費	6



2022年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,442,255	12.9	△ 16,657	23,425,598	12.9
	職 員 給 与 費	22,546,809	12.4	△ 655	22,546,154	12.4
	特別職給与費等	895,446	0.5	△ 16,002	879,444	0.5
	扶 助 費	58,664,152	32.4	1,114,203	59,778,355	32.9
	公 債 費	7,217,792	4.0	△ 143,408	7,074,384	3.9
	計	89,324,199	49.3	954,138	90,278,337	49.7
投 資 的 経 費		10,236,639	5.6	△ 1,729,955	8,506,684	4.7
そ の 他 経 費	物 件 費	34,160,803	18.8	△ 53,636	34,107,167	18.8
	維 持 補 修 費	886,966	0.5	△ 2	886,964	0.5
	補 助 費 等	22,794,404	12.6	△ 743,297	22,051,107	12.1
	繰 出 金	17,749,953	9.8	△ 567,509	17,182,444	9.4
	出 資 金 ・ 貸 付 金	101	0.0	—	101	0.0
	積 立 金	6,000,457	3.3	2,594,110	8,594,567	4.7
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	81,692,684	45.1	1,229,666	82,922,350	45.6
歳 出 合 計		181,253,522	100.0	453,849	181,707,371	100.0

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 扶助費 障がい者サービス給付事業費(5.0億円)、民間保育所運営事業費(3.2億円)
- 投資的経費 芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備事業費(△4.6億円)、
みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△4.3億円)
- 物件費 出産・子育て応援事業費(5.5億円)、広域廃棄物処理事業費(△1.2億円)、
社会保障・税番号制度事業費(△1.1億円)、プレミアムポイント付与事業費(△0.6億円)、
みちづくり・まちづくりパートナー事業費(△0.6億円)
- 補助費等 原油価格等高騰対策事業者支援事業費(△2.0億円)、住宅耐震促進事業費(△1.8億円)、
障がい者日中活動系サービス推進事業費(△1.0億円)
- 積立金 公共施設整備基金積立金(15.6億円)、財政調整基金積立金(10.6億円)

2022年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	8,594,567
予備費	100,000
出資金・貸付金	101

その他
4.8%

8,694,668

特別職給与費等
0.5%

879,444

人件費
12.9%

23,425,598

職員給与費
12.4%

22,546,154

繰出金
9.4%

17,182,444

維持補修費
0.5%

886,964

補助費等
12.1%

22,051,107

一般会計 歳出 合計

181,707,371 千円

扶助費
32.9%

59,778,355

物件費
18.8%

34,107,167

投資的経費
4.7%

8,506,684

公債費
3.9%

7,074,384

投資的経費 内訳

総務費	1,120,042	土木費	4,720,596
民生費	612,639	消防費	54,035
衛生費	911,581	教育費	1,046,953
農林費	17,733	災害復旧費	6
商工費	23,099		

令和5年度当初予算

1 令和5年度（2023年度）予算のポイント

(1) 予算編成方針

◇ 2023年度の予算編成にあたっては

町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の実行計画である「町田市5ヵ年計画22-26」を前提とする予算と位置付け、次の点を基本に編成しました。

基本方針1 「町田市5ヵ年計画22-26」の2年目にあたり、計画を着実に推進するため、施策立案や行政経営の基本的な考え方を示した「2023年度市政運営の基本的な考え方」を念頭に予算編成を行う。

基本方針2 2023年度の予算編成において重点的に取り組む事業は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」のまちづくり基本目標に定めた9つの政策の実現を目指すため、「町田市5ヵ年計画22-26」の重点事業プランに位置付けられる事業とする。

基本方針3 町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」の経営基本方針の改革項目のうち、予算編成においては「行政サービスのデジタル化」や、「持続可能な財政基盤づくり」、「市有財産の利活用」を特に推進する。

基本方針4 現時点における2022年度から2026年度までの「財政見通し」では、5年間で74億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。このような状況の中、「町田市5ヵ年計画22-26」を着実に実施するため、経常事業費等の縮減及び歳入増へ向けた取り組みなどにより、収支不足の解消を図る。

《まちだ未来づくりビジョン2040》

「まちだ未来づくりビジョン2040」は、基本構想部分を担う「2040になりたい未来」と基本計画部分を担う「まちづくり基本目標」及び「経営基本方針」で構成されます。また、ビジョンの実現に向けて、具体的な事業と取り組みを示す実行計画（5ヵ年計画）を策定します。

基本構想部分を担う「2040になりたい未来」は、2022年度から2039年度までの18年間、基本計画部分を担う「まちづくり基本目標」及び「経営基本方針」は、2022年度から2031年度までの10年間と、2032年度から2039年度までの8年間とします。

① 2040になりたい未来

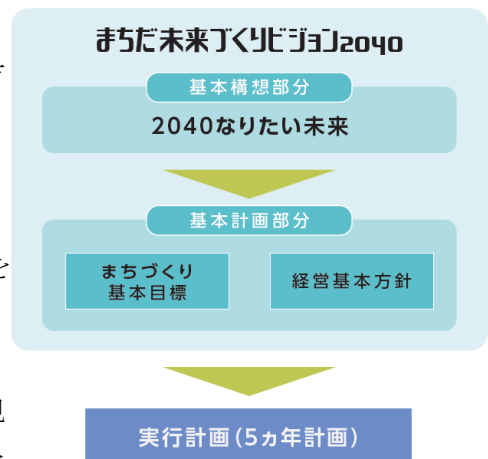
まちづくりの方向性、行政経営の方向性を明らかにし、方向性に沿って進んでいった未来の姿を「やりたいまちの姿」（都市像）、「行政経営の姿」（経営像）として掲げます。

② まちづくり基本目標

「2040になりたい未来」で掲げた、やりたいまちの姿を実現するための目標を政策・施策として体系的に示します。

③ 経営基本方針

「2040になりたい未来」で掲げた、行政経営の姿を実現するための方針を体系的に示し、「まちづくり基本目標」を支えます。



(2) 2023年度予算フレームの概要

○ 全会計歳出総額 **3,004億1,615万円** (+76億2,206万円)

一般会計と特別会計とを合わせた総予算額は、3,004億1,615万円で、対前年度比較で76億2,206万円(2.6%)の増加となりました。

○ 一般会計歳出総額 **1,684億2,648万円** (+61億6,309万円)

一般会計予算規模は、1,684億2,648万円で、対前年度比較で61億6,309万円(3.8%)の増加となりました。

○ 2023年度の特徴

2023年度当初予算は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした先行きの不透明な経済状況下での予算編成となりました。

そのような中で、町田市の2023年度予算においては、光熱費の高騰や物価上昇の影響を適切に見込むとともに、子どもにやさしいまちづくり推進事業や新たな学校づくり推進事業など、将来を担う子どもたちにやさしい、未来に希望の持てる地域社会の実現に向けた予算を計上しております。

また、他の事業においても、「まちだ未来づくりビジョン2040」、その実行計画である「町田市5ヵ年計画22-26」の2年目にあたって、目標達成に向けた取り組みを着実に推進するための予算を計上するとともに、学校再編等にかかる将来の財政需要を見据えた予算編成を行いました。

○ 税収 **707億1,164万円** (+22億3,989万円)

- ・経済活動の回復に伴う市民税(個人・法人)の増 +12.2億円
- ・都市計画税率の改定(0.24%→0.27%)などによる都市計画税の増 +6.9億円

○ 事務事業見直し **△3億3,093万円**

① 事務事業見直しによる人件費の削減

「事務事業見直しの基本的な考え方」に基づき、各部における事務事業の見直しを行うことで、事業費を削減するとともに、総業務時間を減少させ、時間外勤務手当を含む人件費の削減を行いました。

② 経常事業の見直しによる事業費の削減

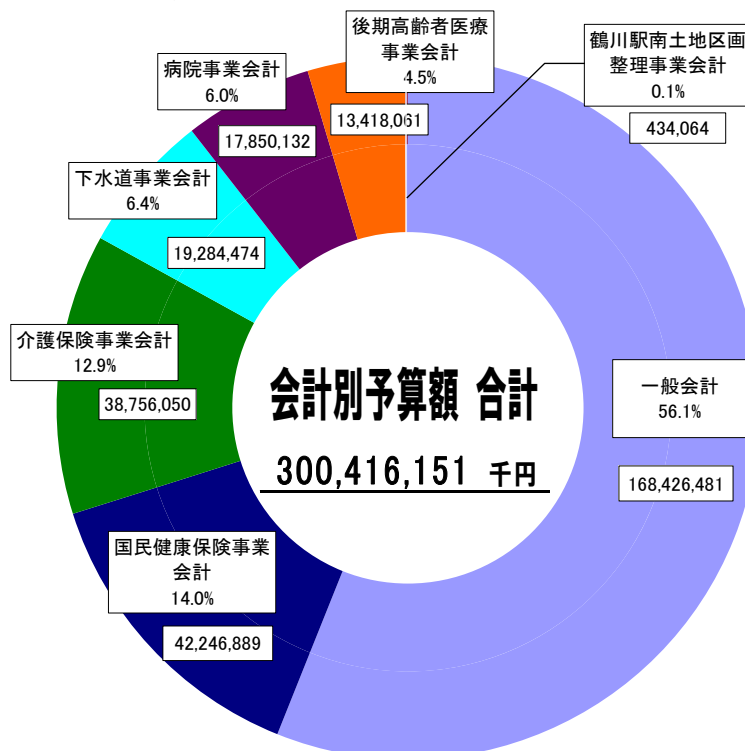
2022年度市政運営の基本的な考え方に基づき、経常事業を見直し、事業費の削減を行いました。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 状 況

(1) 予算規模

<p>一般会計予算規模 1,684 億 2,648 万円 (前年度比 +61 億 6,309 万円、+3.8%)</p>
<p>○ 一般会計の予算規模は、前年度に比べて 3.8%増の 1,684 億 2,648 万円となりました。</p> <p><歳入></p> <p>○市税は、経済活動の回復などを見込み、前年度に比べて 22 億 3,989 万円増の 707 億 1,164 万円となり、地方交付税、市債、都支出金なども増額となる一方で、国庫支出金が新型コロナウイルスワクチン臨時接種などの影響で減額となりました。</p> <p><歳出></p> <p>○鶴川駅周辺街づくり事業や、旧清掃工場の解体工事などの投資的事業費が増額となり、社会保障費の伸びにより扶助費も増額となる一方で、人件費が定年延長などの影響で減額となりました。</p>
<p>特別会計予算規模 1,319 億 8,967 万円 (前年度比 +14 億 5,897 万円、+1.1%)</p>
<p>○ 特別会計の予算規模は、前年度に比べて 1.1%増の 1,319 億 8,967 万円となりました。</p> <p>○ 主な増減内容</p> <p>〔国民健康保険事業会計〕 被保険者の減などにより 5 億 2 千万円の減</p> <p>〔介護保険事業会計〕 要支援・要介護認定者数の増などにより 9 億 6 千万円の増</p> <p>〔後期高齢者医療事業会計〕 被保険者数や医療費の増などにより 6 億 2 千万円の増</p> <p>〔鶴川駅南土地区画整理事業会計〕 土地区画整理事業委託料の増などにより 2 億 9 千万円の増</p> <p>〔下水道事業会計〕 鶴見川クリーンセンター改良事業費の減などにより 2 億 7 千万円の減</p> <p>〔病院事業会計〕 光熱水費の増などにより 3 億 7 千万円の増</p>

■ 2023 年度 会計別予算構成 (単位：千円)

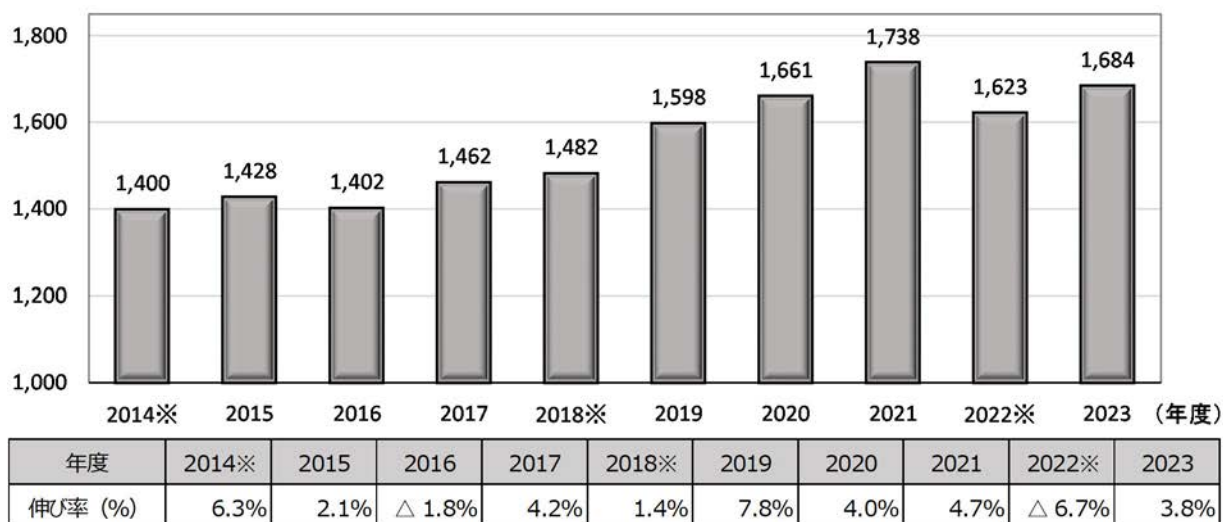


2023年度 会計別予算構成表

(単位:千円・%)

区 分		2023年度		2022年度		比 較		
		予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
一 般 会 計		168,426,481	56.1	162,263,396	55.4	6,163,085	3.8	
特 別 会 計	国民健康保険事業会計	42,246,889	14.0	42,767,626	14.6	△520,737	△1.2	
	介護保険事業会計	38,756,050	12.9	37,791,431	12.9	964,619	2.6	
	後期高齢者医療事業会計	13,418,061	4.5	12,794,809	4.4	623,252	4.9	
	鶴川駅南土地区画整理事業会計	434,064	0.1	142,709	0.0	291,355	204.2	
	下水道事業会計	19,284,474	6.4	19,557,138	6.7	△272,664	△1.4	
	収益的	12,084,916	4.0	12,114,053	4.1	△29,137	△0.2	
	資本的	7,199,558	2.4	7,443,085	2.6	△243,527	△3.3	
	病院事業会計	17,850,132	6.0	17,476,986	6.0	373,146	2.1	
	収益的	16,174,706	5.4	15,701,016	5.4	473,690	3.0	
	資本的	1,675,426	0.6	1,775,970	0.6	△100,544	△5.7	
	小 計	131,989,670	43.9	130,530,699	44.6	1,458,971	1.1	
	合 計		300,416,151	100.0	292,794,095	100.0	7,622,056	2.6

○ 一般会計予算規模 伸び率



※2014年度、2018年度及び2022年度は、当初予算が骨格的予算のため、6月補正後の予算額です。

(2) 歳入予算

主な歳入予算	
○ 市税では、経済活動の回復などにより、22億4千万円の増収を見込んでいます。	
<p><市民税></p> <p>2022年度は経済活動が回復したことに伴い、納税義務者数や法人の課税実績が増加したことにより、個人・法人合わせて12億2千万円(3.6%)の増額となりました。</p>	
<p><都市計画税></p> <p>都市計画税率の改定(0.24%→0.27%)などにより、6億9千万円(14.2%)の増額となりました。</p>	
○ 国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン臨時接種に伴う新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の9億5千万円の減額などにより、20億3千万円の減額を見込んでいます。	
○ 都支出金では、2023年10月からの高校生等医療費助成の開始に伴う高校生等医療費助成事業費補助金の2億3千万円の皆増や、障がい者サービス給付の利用増加に伴う自立支援費負担金の1億7千万円の増額などにより、12億9千万円の増額を見込んでいます。	
○ 市債では旧清掃工場の解体等に伴う廃棄物処理施設整備事業債の7億7千万円の増額などにより、4億1千万円の増額を見込んでいます。	

2023年度 一般会計歳入予算内訳表

(単位：千円・%)

款	2023年度		2022年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1. 市 税	70,711,640	42.0	68,471,747	36.6	2,239,893	3.3
2. 国 庫 支 出 金	32,870,185	19.5	34,904,411	19.6	△2,034,226	△5.8
3. 都 支 出 金	25,141,463	14.9	23,850,025	13.7	1,291,438	5.4
4. 市 債	7,174,000	4.3	6,764,000	13.6	410,000	6.1
5. そ の 他	32,529,193	19.3	28,273,213	16.5	4,255,980	15.1
歳 入 合 計	168,426,481	100.0	162,263,396	100.0	6,163,085	3.8

〔市税の状況〕

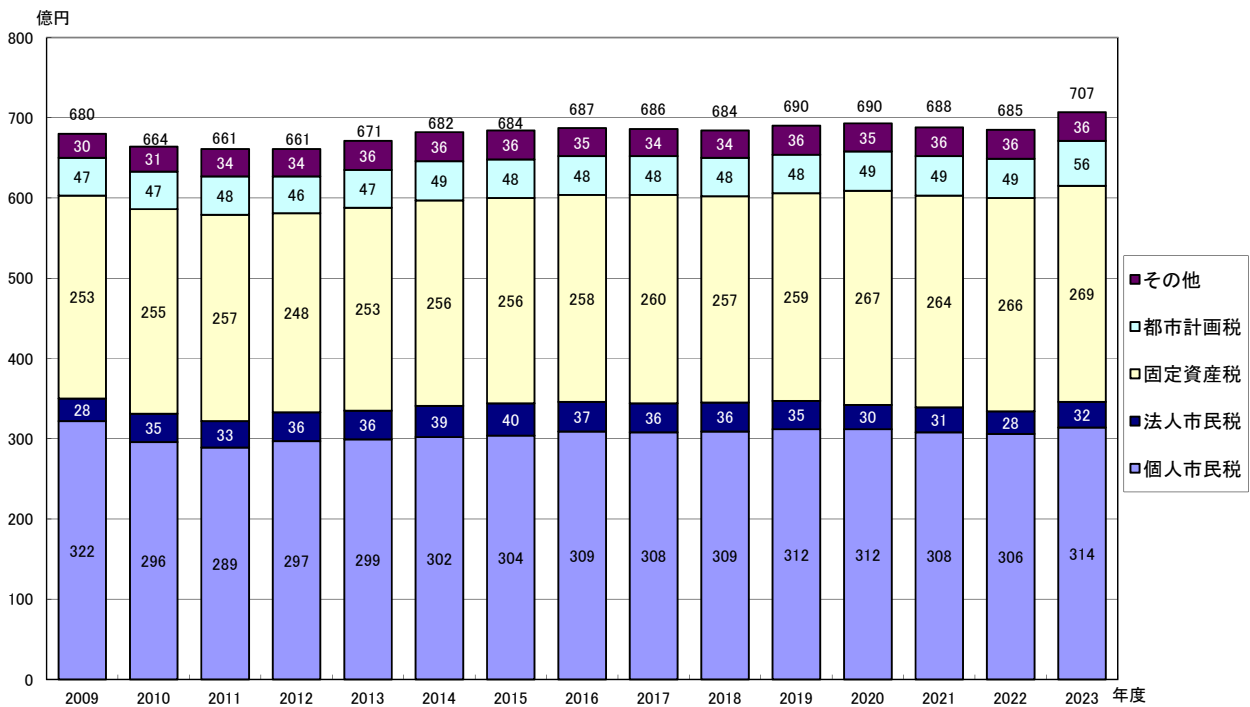
- ・ 経済活動が回復し、納税義務者数が増加したことによる個人市民税の増 8.3 億円
- ・ 都市計画税率の改定（0.24%→0.27%）などによる都市計画税の増 6.9 億円
- ・ 経済活動が回復し、課税実績が増加したことによる法人市民税の増 3.8 億円

■市税予算の内訳

（単位：千円・％）

区 分	2023年度	2022年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	34,595,520	33,377,297	1,218,223	3.6
個人	31,384,350	30,550,938	833,412	2.7
法人	3,211,170	2,826,359	384,811	13.6
固定資産税	26,874,293	26,574,377	299,916	1.1
土地（現年課税）	11,597,271	11,632,574	△ 35,303	△ 0.3
家屋（現年課税）	11,653,288	11,070,303	582,985	5.3
償却資産（現年課税）	3,087,792	3,199,440	△ 111,648	△ 3.5
その他	535,942	672,060	△ 136,118	△ 20.3
軽自動車税	543,246	525,342	17,904	3.4
市たばこ税	2,300,775	2,274,647	26,128	1.1
事業所税	832,918	846,831	△ 13,913	△ 1.6
都市計画税	5,559,957	4,870,006	689,951	14.2
その他	4,931	3,247	1,684	51.9
合 計	70,711,640	68,471,747	2,239,893	3.3

（参考）市税の推移



※2009～2021年度は決算額、2022、2023年度は予算額。

(3) 歳出予算

主な歳出予算	
○	2023年度は、まちだ未来づくりビジョン2040、町田市5ヵ年計画22-26の2年目にあたり、目標達成に向けた取り組みを着実に推進するため、真に必要な事業の予算を計上しています。
○	(仮称)子どもにやさしいまち条例の制定を見据え、子どもの意見を取り入れたまちづくりに取り組みます。また、未来の子どもたちにより良い教育環境を整備するための新たな学校づくりの推進や、全員給食を目指す中学校給食センターの整備など、町田の将来を担う子どもたちにやさしい、「ここでの成長がカタチになるまち」の実現を目指します。
○	多摩都市モノレール延伸を見据えた町田駅周辺の中心市街地開発の推進や、鶴川駅周辺の街づくり、新しい体験型の公園を目指す芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備など、「わたしの“ココチよさ”がかなうまち」の実現に向けた投資を積極的に行うほか、さらなる市民サービスの向上と市役所の生産性向上を目指し、行政のデジタル化を引き続き推進します。

2023年度 一般会計歳出予算目的別内訳表

(単位:千円・%)

款	2023年度 予算額 (構成比)	2022年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2023年度予算額の財源内訳				一般財源 (構成比)
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 民生費	89,047,736 (52.9%)	85,994,285 (53.0%)	3,053,451 (3.6%)	30,531,971	18,521,521	90,000	2,290,403	37,613,841 (40.4%)
2 教育費	15,223,936 (9.0%)	13,346,015 (8.2%)	1,877,921 (14.1%)	121,983	937,890	1,163,000	2,232,917	10,768,146 (11.6%)
3 土木費	15,722,196 (9.3%)	14,466,337 (8.9%)	1,255,859 (8.7%)	616,846	1,649,961	2,697,000	1,989,302	8,769,087 (9.4%)
歳出合計	168,426,481 (100.0%)	162,263,396 (100.0%)	6,163,085 (3.8%)	32,870,185	25,137,484	6,145,000	11,208,357	93,065,455 (100.0%)

○ 目的別予算のトピックス

- ・民生費は、対前年度比30億5千万円、3.6%の増となりました。これは、障がい者サービス給付事業費が9億7千万円増加したことなどによるものです。
- ・教育費は、対前年度比18億8千万円、14.1%の増となりました。これは、小・中学校教材費等公会計事業費が10億円増加したことなどによるものです。
- ・土木費は、対前年度比12億6千万円、8.7%の増となりました。これは、鶴川駅周辺街づくり関連事業費が8億6千万円増加したことなどによるものです。

2023年度 一般会計歳出予算性質別内訳表

(単位: 千円・%)

区 分	2023年度		2022年度		比 較		
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	人件費	22,650,987	13.5	23,424,590	14.4	△ 773,603	△ 3.3
	職員給与費	21,750,625	12.9	22,529,497	13.9	△ 778,872	△ 3.5
	特別職給与費等	900,362	0.6	895,093	0.5	5,269	0.6
	扶助費	57,779,036	34.3	55,581,373	34.3	2,197,663	4.0
	公債費	7,766,882	4.6	7,217,792	4.4	549,090	7.6
	計	88,196,905	52.4	86,223,755	53.1	1,973,150	2.3
投資的経費	12,769,962	7.6	10,046,807	6.2	2,723,155	27.1	
その他の経費	物件費	30,689,599	18.2	30,280,684	18.7	408,915	1.4
	維持補修費	1,080,204	0.6	874,870	0.5	205,334	23.5
	補助費等	13,203,877	7.8	13,119,193	8.1	84,684	0.6
	繰出金	20,784,961	12.3	20,540,226	12.6	244,735	1.2
	出資金・貸付金	101	0.0	101	0.0	0	0.0
	積立金	1,600,872	1.0	1,077,760	0.7	523,112	48.5
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	67,459,614	40.0	65,992,834	40.7	1,466,780	2.2	
歳出合計	168,426,481	100.0	162,263,396	100.0	6,163,085	3.8	

○ 性質別予算のトピックス

義務的経費

▶ 人件費

定年延長に伴い退職手当が減少したことなどにより、対前年度比 7 億 7 千万円、3.3%の減となりました。

▶ 扶助費

障がい者サービス給付事業や、生活保護事業などの事業費が増加したことなどに伴い、対前年度比 22 億円、4.0%の増となりました。

▶ 公債費

循環型施設整備事業や公園整備事業などの元金償還の増加等に伴い、対前年度比 5 億 5 千万円、7.6%の増となりました。

投資的経費

児童青少年施設計画営繕事業（ひなた村改修工事、自然休暇村改修工事）、循環型施設整備事業（旧清掃工場の解体工事）などの事業費が増加したことに伴い、対前年度比 27 億 2 千万円、27.1%の増となりました。

その他経費

▶ 物件費

小・中学校教材費等公会計事業費が皆増したことに伴い、対前年度比 4 億 1 千万円、1.4%の増となりました。

▶ 積立金

公共施設整備基金積立金などが増加したことに伴い、対前年度比 5 億 2 千万円、48.5%の増となりました。

(4) 積立金（基金）・市債

①積立金（基金）の状況

財政調整基金現在高は、2022年度末時点で95億9,234万円です。2023年度当初予算では34億6,774万円を取り崩し、現時点での2023年度末現在高見込額は61億3,755万円となります。

公共施設整備基金では、新たな学校づくり推進事業の整備費用がピークを迎える2027年度から2029年度までの一般財源想定額約60億円に備え、財政負担の平準化を図るため、その1/2にあたる30億円を目標額とし、毎年当初予算において5億円の積立てを行います。

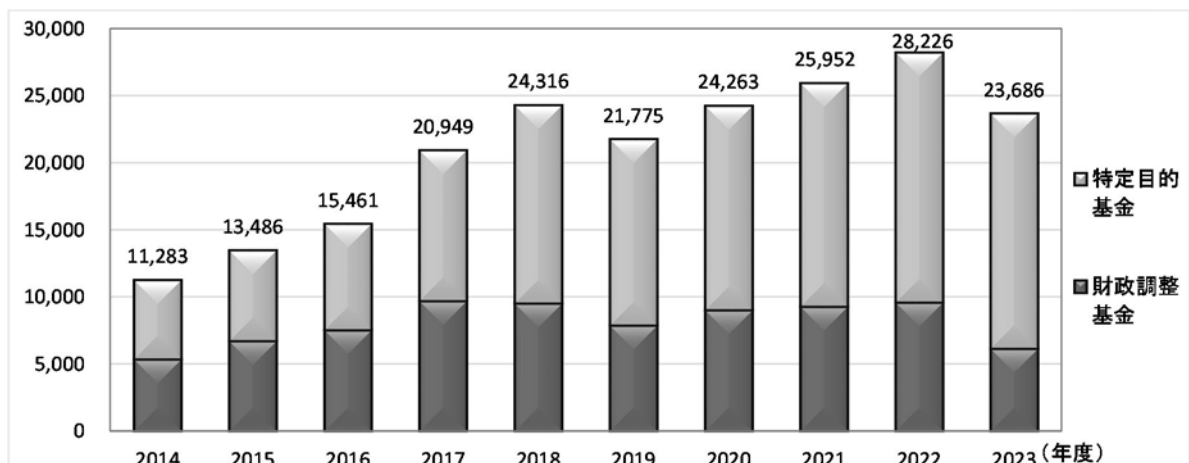
基金現在高

区 分	2021年度末 現在高	2022年度末 現在高見込額	2023年度中増減見込み		2023年度末 現在高見込額
			当該年度中 積立額	当該年度中 取崩・繰込 見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
財政調整基金	9,285,137	9,592,343	12,945	3,467,735	6,137,553
公共施設整備基金	6,755,212	7,901,037	540,086	842,659	7,598,464
緑地保全基金	1,432,304	1,239,280	1,992	91,831	1,149,441
福祉基金	76,555	101,640	35,111	—	136,751
職員退職手当基金	2,317,251	2,895,522	—	—	2,895,522
介護保険給付費 準備基金	2,977,166	3,087,923	4,131	555,000	2,537,054
廃棄物減量再資源化等推 進整備基金	1,991,291	1,947,496	591,154	1,122,683	1,415,967
まちだ未来づくり基金	365,158	455,762	166,551	64,621	557,692
多摩都市モノレール基金	750,500	1,001,293	251,033	—	1,252,326
まち・ひと・しごと創生基金	1,600	3,600	2,000	—	5,600
合 計	25,952,174	28,225,896	1,605,003	6,144,529	23,686,370

※ 2021年度末現在高は、出納閉鎖時の（2022年5月31日現在）現在高です。

※ 2022年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

■基金の年度末現在高の推移（単位：百万円）



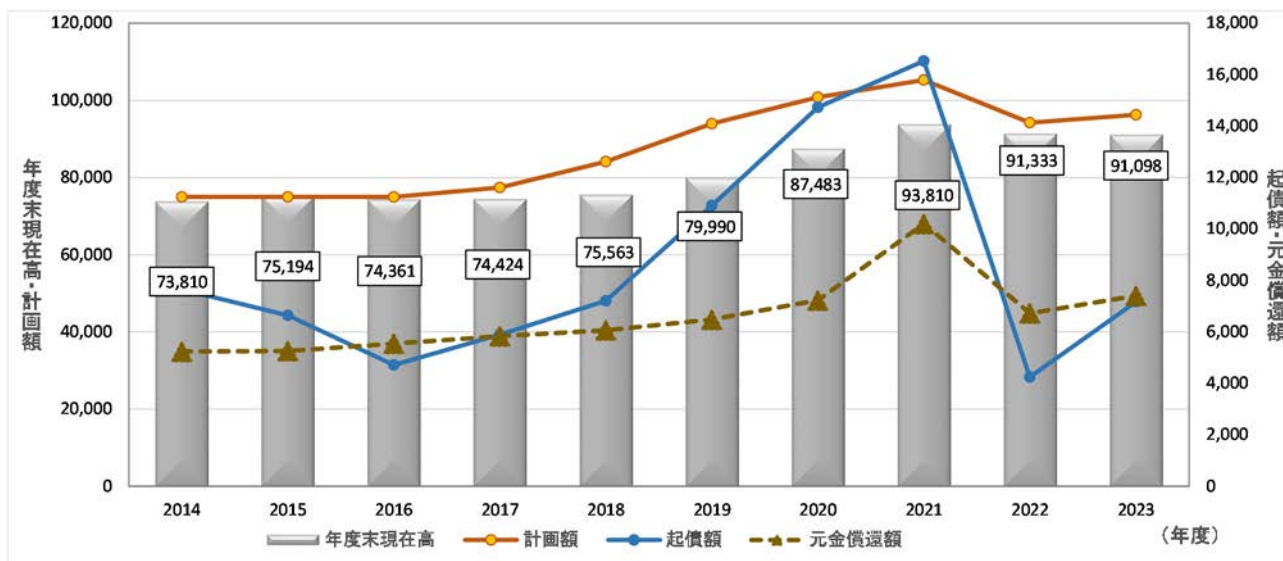
②市債の状況

一般会計の2023年度起債見込額は71億7,400万円となり、2023年度末の市債元金現在高見込額は910億9,751万円になります。

区 分	2021年度末 現在高	2022年度末 現在高見込額	2023年度中増減見込み		2023年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
一 般 会 計	93,810,183	91,332,824	7,174,000	7,409,315	91,097,509
下 水 道 事 業 会 計	42,396,509	43,496,931	3,410,900	3,071,548	43,836,283
病 院 事 業 会 計	10,546,773	10,223,030	—	1,099,995	9,123,035
合 計	146,753,465	145,052,785	10,584,900	11,580,858	144,056,827

※2022年度末現在高は、3月補正後時点の現在高です。

■市債（一般会計）の年度末現在高等の推移（単位：百万円）



<参考>

【地方消費税交付金（社会保障財源分）】

2014年4月および2019年10月の地方消費税率の引上げに伴う交付金の増分は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。

（単位：億円）

	2023年度 予算額	うち一般財源	
		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	678.2	194.5	30.2
社会保険	177.4	153.4	23.8
保健衛生	40.6	32.4	5.0
合計	896.2	380.3	59.0

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各経費に要する一般財源の比率に応じて活用しています。

3 町田市5ヵ年計画 22-26 における財政見通し（一般財源ベース）

町田市5ヵ年計画 22-26 における財政見通し（一般財源ベース）

町田市5ヵ年計画 22-26 財政見通しの 2023 年度（令和 5 年度）計画額と、予算額の比較及び計画の進捗状況は以下のとおりです。

		（単位：百万円）				
	A 2022～2026年度 までの計画事業費	B 2023年度 （令和5年度） 計画額	C 2023年度 （令和5年度） 予算額	C-B 比較	D 計画の進捗状況 （2023年度まで：予算ベース）	
					予算額合計	進捗率
歳入（一般財源）	475,680	93,451	97,528	4,077	191,523	40.3%
市税	346,620	69,348	70,712	1,364	139,184	40.2%
譲与税・交付金等	70,572	14,037	16,463	2,426	30,566	43.3%
基金繰入金	18,115	2,000	4,310	2,310	8,294	45.8%
その他	40,373	8,066	6,043	▲ 2,023	13,479	33.4%
歳出（一般財源）	483,158	93,858	97,528	3,670	191,523	39.6%
義務的経費	202,412	39,335	40,204	869	80,195	39.6%
人件費	97,149	19,000	19,280	280	39,376	40.5%
正規職員	81,152	15,820	15,976	156	32,865	40.5%
うち退職手当	4,544	334	656	322	1,968	43.3%
会計年度任用職員	15,997	3,180	3,304	124	6,511	40.7%
扶助費	64,863	12,799	13,157	358	25,834	39.8%
公債費	40,400	7,536	7,767	231	14,985	37.1%
その他の経費	280,746	54,523	57,324	2,801	111,328	39.7%
繰出金等	90,539	17,609	18,404	795	36,521	40.3%
事業費	190,207	36,914	38,920	2,006	74,807	39.3%
経常事業費等	156,364	31,271	33,920	2,649	65,318	41.8%
政策的事業費	33,843	5,643	5,000	▲ 643	9,489	28.0%
歳入－歳出 （＝▲収支不足額）	▲ 7,478	▲ 407	0		0	

< 歳入 >

◇歳入については、計画額よりも 40 億 8 千万円の増となりました。

市税では、新型コロナウイルス感染症の影響が限定的であったことなどに伴い、個人市民税が 7 億 5 千万円の増、法人市民税が 4 億円の増となりました。

譲与税・交付金等では、国の 2023 年度地方財政計画における見通しに基づき、地方交付税が 10 億円の増額となる一方で、その他の収入では、臨時財政対策債が 20 億 3 千万円の減額となりました。また、基金繰入金において、財政調整基金繰入金が 19 億 8 千万円の増となりました。

< 歳出 >

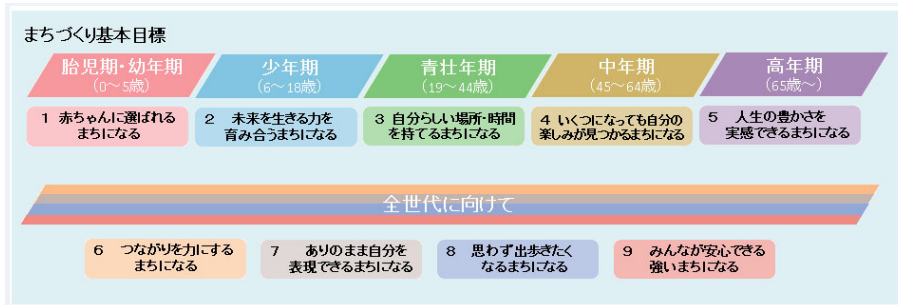
◇歳出については、計画額よりも 36 億 7 千万円の増額となりました。

政策的事業では 6 億 4 千万円の減額となる一方で、経常事業では、物価高騰の影響に伴う光熱水費の増額や 公共施設整備基金の積立金などにより 26 億 5 千万円の増となりました。

また、繰出金では、国民健康保険事業会計について医療費の伸びの影響で計画額を上回る一方、介護保険事業会計について実績を踏まえた給付見込みにより計画額を下回りました。

4 町田市5ヵ年計画 22-26 の 2023 年度重点事業（事業費ベース）

町田市5ヵ年計画 22-26 の 2023 年度重点事業（事業費ベース）



○政策 1：赤ちゃんに選ばれるまちになる・・・・・・・・・・・・・・・・6 億 7,841 万円

地域における子育て支援の充実／送迎保育による多様な保育サービスの推進／病児・病後児保育の充実／保育の質の向上／教育・保育施設の整備

○政策 2：未来を生きる力を育み合うまちになる・・・・・・・・・・16 億 8,314 万円

子どもの参画の推進／子どもクラブの整備／学童保育クラブの整備／えいごのまちだの推進／ICT教育の充実／新たな学校づくりの推進／中学校給食センターの整備／小学校施設の整備／中学校施設の整備

○政策 3：自分らしい場所・時間を持てるまちになる・・・・・・・・・・2 億 3,480 万円

働きやすいまちづくりの推進／シティプロモーションの推進／シティセールスの推進／町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上の推進／里山環境の活用と保全

○政策 4：いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる・・・・・・・・5 億 5,284 万円

ワタシが主役の図書館づくりの推進／新たな図書館様式の推進／地域スポーツ環境の充実／野津田公園スポーツの森の整備／忠生スポーツ公園の整備／スポーツをする場の環境整備

○政策 5：人生の豊かさを実感できるまちになる・・・・・・・・・・1 億 5,224 万円

地域介護予防活動支援／認知症の人やその家族の居場所づくり／介護人材の確保・育成・定着

○政策 6：つながりを力にするまちになる・・・・・・・・・・26 億 2,400 万円

地域活動団体支援／町田市地域ホッとプランの推進／地球温暖化対策の推進／循環型施設の整備／プラスチックごみの減量の推進

○政策 7：ありのまま自分を表現できるまちになる・・・・・・・・・・7,078 万円

性の多様性への理解／障がい者差別解消推進／成年後見制度の利用支援

○政策 8：思わず出歩きたくなるまちになる・・・・・・・・・・62 億 3,868 万円

鶴川駅周辺のまちづくりの推進／相原駅周辺のまちづくりの推進／忠生・北部丘陵地区のまちづくりの推進／木曾山崎地区のまちづくりの推進／町田駅周辺地区のまちづくりの推進／中心市街地の賑わい空間の創出／（仮称）蓮田公園の整備／芹ヶ谷公園芸術の杜・（仮称）国際工芸美術館の整備

○政策 9：みんなが安心できる強いまちになる・・・・・・・・・・7 億 3,606 万円

自主防災リーダーの育成／避難行動要支援者の避難支援体制整備／地震対策（雨水管・下水道処理施設）／無電柱化の推進／交通安全ミーティングの推進／道路安全設備の緊急更新

5 2023年度予算において重点的に取り組む事業

2023 年度予算において重点的に取り組む事業

新規 全部もしくは一部が新たに実施する事業

拡充 事業の内容を拡充し行う事業

町田市 5 ヶ年計画 22-26 における主な取り組み（重点事業）

まちだの子どもたちのために ～ここでの成長がカタチになるまち～

新規 **子どもにやさしいまちづくり事業**

2,026 万円

子どもにやさしいまち条例を制定します。子どもがやりたいことを実現する事業「まちだ若者大作戦」を行います。

拡充 **出産・子育て応援事業**

6,401 万円

妊娠から出産、子育てに臨む家庭に寄り添った相談支援と経済的支援をパッケージで実施し、より安心して出産・子育てができる環境を整備します。

待機児童解消対策事業

1 億 6,258 万円

待機児童解消のため、認可保育所 1 園の整備等を実施します。

新規 **保育園・幼稚園等安全対策支援事業**

4 億 4,700 万円

送迎バスへの置き去りや、施設からの飛び出しなどの子どもの事故防止のための安全装置などの設置費用の補助を行います。

拡充 **子どもクラブ整備事業**

1 億 5,444 万円

小山子どもクラブは、2023 年 7 月の開館に向けて、引き続き建設工事を行います。（仮称）成瀬地区子どもクラブは、基本・実施設計を行います。

新規 **学校教材費等公会計事業**

10 億 766 万円

2023 年 4 月から町田市立小・中学校の教材費等学校徴収金を公会計に移行します。

中学校給食センター整備事業

3 億 1,422 万円

2025 年度までに町田忠生小山エリア、南エリア及び鶴川エリアに PFI 手法・リース方式を活用して給食センターを整備し、中学校全員給食を導入します。

拡充 **新たな学校づくり推進事業**

2 億 600 万円

本町田、南成瀬、鶴川東、鶴川西及び南第一小学校地区の「新たな学校づくり基本計画」に基づき、学校統合・単独建替えに向けた設計・調査等を行います。

小・中学校増改築事業

3 億 6,336 万円

教室が不足する南つくし野小学校で、増築棟の建設を行います。また、中学校 5 校でエレベーター設置工事に着手します。

新規 **高校生等医療費助成事業**

2 億 1,364 万円

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、高校生相当年齢の児童の医療費を助成します。

まちだでちょうどいい暮らし ～わたしの“ココチよさ”がかなうまち～

多摩都市モノレールまちづくり推進事業

2億6,974万円

モノレールの需要創出に資する沿線まちづくりの構想策定を行います。また、木曾山崎団地地区では、基盤検討に必要な測量を行います。

中心市街地開発推進事業

3,092万円

町田駅周辺開発の共通指針となる「町田駅周辺整備計画」策定を目指します。森野住宅周辺地区のまちづくりのための、導入機能の調査や測量を行います。

中心市街地活性化推進事業

6,328万円

関係機関協議及び地域関係者等への説明を行い、原町田大通り滞留空間等整備工事に着手します。

小田急多摩線延伸促進事業

850万円

延伸の早期実現を目指して、相模原市と共同で必要な調査検討等を実施します。

相原駅周辺街づくり事業

7億3,621万円

東口駅前広場に接する地権者等と駅前街区の再編整備に向け協議を進めます。また、東口駅前広場の設計等を行い、東口へのアクセス路の整備を進めます。

鶴川駅周辺街づくり事業

16億9,238万円

北口広場の整備工事、南口アクセス道路の用地取得、整備工事等を行います。また、鶴川駅土地区画整理事業では、建物等移転、整備工事を行います。

野津田公園スポーツの森整備事業

2億5,788万円

町田G I O Nスタジアムの照明のLED化工事を行います。また、スケートボード等ができるスケートパークの基本設計等を行います。

忠生スポーツ公園整備事業

2億2,252万円

2023年9月の開園に向けて、整備工事を行います。

新規 スポーツをする場の環境整備事業

5,650万円

本町田後田公園・金森調節池上部スポーツ施設の整備を行います。また、(仮称)町田木曾山崎パラアリーナの整備に向け、整備方針の検討等を行います。

芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム推進事業

8億3,354万円

「町田の文化と自然に出会えるパークミュージアム」を実現するため、芹ヶ谷公園“芸術の杜”と(仮称)国際工芸美術館、国際版画美術館等を整備します。

新規 町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上推進事業

9,558万円

リス園のリニューアルに向けて基本計画策定や北園の用地取得を行います。

香山緑地整備事業

8,626万円

鶴川地域の観光拠点の一つとするため香山緑地内にある既存建物の耐震・改修工事や厨房棟・トイレ棟の新築工事を行います。

(仮称) 蓮田緑地整備事業 **3 億 1,406 万円**

(仮称) 蓮田緑地の用地取得及び整備工事を行います。

(仮称) 大戸広場整備事業 **3 億 461 万円**

(仮称) 大戸広場の用地取得、整備に係る実施設計及び地質調査等を行います。

忠生 630 号線・忠生 579 号線整備事業 **3 億 3,384 万円**

円滑な通行と交通の安全を確保するため、都市計画道路と生活道路を結ぶ準幹線道路の整備を進めます。

都市計画道路築造事業 **19 億 5,543 万円**

円滑に移動できる道路網を実現するため、道路網の基幹である都市計画道路の整備を進めます。

地域交通推進事業 **9,397 万円**

地域コミュニティバス等の運行や地域の实情にあった地域交通の導入支援、バス事業者と連携したバス待ち環境の改善に取り組みます。

新たな図書館づくり推進事業 **2,542 万円**

鶴川図書館を市民協働型の運営に再構築するため運営団体設立支援を行うとともに、24 時間 365 日どこでも利用できる電子書籍サービスを運用します。

地域回遊イベント事業 (まちだ謎解きゲーム第 3 弾) **2,963 万円**

市内を回遊する謎解きイベントを開催し、市の魅力を市内外に発信します。

まちだで人と人、人とまちがつながる ~誰もがホッとできるまち~

新規 性の多様性への理解促進事業 **65 万円**

性の多様性への理解を深めるため、啓発活動を行います。「町田市性の多様性の尊重に関する条例」に基づきパートナーシップ宣誓制度を導入します。

拡充 地域における福祉の困りごと相談支援体制強化事業 **3,785 万円**

相原地区及び小山地区に加えて、新たに 2024 年 1 月から鶴川地区に地域福祉コーディネーターを配置するなど、福祉の相談支援体制を強化します。

拡充 避難行動要支援者避難支援体制整備事業 **1,233 万円**

避難行動要支援者の個別避難計画作成に向けて、新たな避難支援体制を整備します。また、避難行動要支援者名簿等を管理するシステムを導入します。

地域介護予防活動支援事業 **1 億 1,907 万円**

高齢者が身近な場所で介護予防活動や、社会参加ができる環境づくりを行います。

共創プラットフォーム推進事業**1,264 万円**

地域課題の解決や地域活動の支援を行い、プラットフォームの構築を推進します。

里山環境整備事業**5,460 万円**

地域住民や企業・団体等と連携・協働しながら里山環境の活用を推進します。

無電柱化推進事業**3 億 2,625 万円**

良好な景観の創出、安全で快適な通行空間の確保、防災機能の強化を図るため、原町田中央通り、町田 623 号線、文学館通りの無電柱化を進めます。

拡充 次世代エネルギー等推進事業**1,450 万円**

家庭用燃料電池の設置奨励金の給付や電気自動車用急速充電器の設置、水素エネルギーの普及啓発環境学習会の実施により脱炭素社会の実現を目指します。

循環型施設整備事業**25 億 4,478 万円**

旧工場棟の解体工事とストックヤード棟の建築工事を進めます。また、資源ごみ処理施設については、用地取得や法令手続等を進めます。

まちづくりを支える行政経営 ～みんなの“なりたい”がかなうまち～**拡充 デジタル化推進事業****3 億 3,446 万円**

「町田市デジタル化総合戦略 2022」に基づき、デジタル技術の徹底的活用による市民の利便性向上と市役所の生産性向上を目指します。

公共施設等マネジメント事業**6,756 万円**

公共施設再編計画に基づき、町田駅周辺公共施設の再編プロジェクトや、その他公共施設の再編に向けた取り組みを推進します。

公共施設等維持保全事業**22 億 4,842 万円**

施設の安全性の確保と財政負担の平準化を図るため、計画的に施設の長寿命化工事を行います。

議案概要

議案名	第14号議案 町田市性の多様性の尊重に関する条例		
<p>【議案提出の目的】 性の多様性が尊重される社会の推進に関し、基本理念等を定め、一人ひとりが個性と能力を發揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的として、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 性自認^{※1}及び性的指向^{※2}の多様な在り方が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会の実現を目指すことを、基本理念として定めます。 ※1 性自認 生物学的な性とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識をいう。 ※2 性的指向 恋愛又は性愛の対象がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。○ 市の責務及び市民・事業者・教育に携わる者の役割を定めます。○ 当事者の方が安心して生活できるよう、性自認や性的指向を理由とする差別的取扱い、性自認や性的指向についての公表の強要等の禁止について定めます。○ 町田市パートナーシップ宣誓制度^{※3}に関する規定を定めます。 ※3 本制度は、同性の二人が自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、市が証明するものです。 具体的には、パートナーシップ宣誓をしようとする双方が、市の窓口にて宣誓書及び必要書類を提出した場合、市はこの宣誓に対して、パートナーシップ宣誓証明書を発行します。○ 2023年4月1日から施行します。			
問合せ先	市民部 市民協働推進課 男女平等・消費生活担当課長 羽生	電話	723-2908

議案概要

議案名	第15号議案 町田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市パートナーシップ宣誓制度の創設を踏まえ、職員の給与及び休業・休暇の制度におけるパートナーシップの相手方等の取扱いについて規定するため、関係する条例 6 本を一括して改正するものです。</p> <p>【議案の内容】 次の 6 本の条例について、パートナーシップの相手方を、配偶者と同様に取り扱うよう改正します。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 町田市一般職の職員の給与に関する条例 扶養手当の支給の対象となる扶養親族に、パートナーシップの相手方を追加します。○ 町田市職員退職手当支給条例 職員が死亡した場合に退職手当を支給する遺族に、パートナーシップの相手方を追加します。○ 町田市一般職の職員の旅費に関する条例 職員が死亡した場合に旅費の支給の対象となる遺族に、パートナーシップの相手方を追加します。○ 町田市職員の育児休業等に関する条例 非常勤職員の育児休業の終期、育児休業の期間の再度の延長等を決定する場合において、パートナーシップの相手方を配偶者と同様に取り扱います。○ 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 扶養手当の支給の対象となる扶養親族に、パートナーシップの相手方を追加します。○ 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限、介護休暇及び介護時間について、パートナーシップの相手方を配偶者と同様に取り扱います。○ 2023 年 4 月 1 日から施行します。			
問合せ先	総務部 職員課長 横山 市民病院 総務課長 須崎	電話	724-2199 722-2230



議案概要

議案名	第16号議案 町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市パートナーシップ宣誓制度の創設等を踏まえ、特定公共賃貸住宅の使用者及び同居者の資格等を見直すため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定公共賃貸住宅の使用者と同居できる人に、パートナーシップの相手方及び里子を追加します。○ 特定公共賃貸住宅の使用権を承継できる人に、パートナーシップの相手方を追加します。○ 2023年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）○ 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）			
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 村田	電話	724-4269

議案概要

議案名	第17号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 町田市パートナーシップ宣誓制度の創設等を踏まえ、市営住宅の使用者及び同居者の資格等を見直すため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市営住宅の使用者と同居できる人に、パートナーシップの相手方及び里子を追加します。○ 身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けられない人について、市営住宅に単身で入居できないとする規定を削り、入居できるようにします。○ 市営住宅の使用権を承継できる人に、パートナーシップの相手方を追加します。○ 2023年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）○ 国土交通省通知 国住備第101号「障害者の公営住宅への入居等の取り扱いについて」			
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 村田	電話	724-4269

議案概要

議案名	第18号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例																				
【議案提出の目的】																					
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。																					
【議案の内容】																					
○ 建築物のエネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料を次のとおり改めます。																					
・省エネ性能の基準を満たす共同住宅等において住戸単位の認定が廃止されたことに伴い、該当する手数料の規定を削ります。																					
[例] 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(共同住宅2戸以上5戸以下の場合)																					
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">改正前</th></tr></thead><tbody><tr><td>共同住宅の住戸</td><td></td></tr><tr><td>1戸</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>共同住宅の住棟</td><td></td></tr><tr><td>1棟</td><td>69,000円</td></tr></tbody></table>	改正前		共同住宅の住戸		1戸	35,000円	共同住宅の住棟		1棟	69,000円		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td>共同住宅の住棟</td><td></td></tr><tr><td>1棟</td><td>69,000円</td></tr></tbody></table>	改正後		(削除)		共同住宅の住棟		1棟	69,000円	
改正前																					
共同住宅の住戸																					
1戸	35,000円																				
共同住宅の住棟																					
1棟	69,000円																				
改正後																					
(削除)																					
共同住宅の住棟																					
1棟	69,000円																				
・省エネ性能の基準を満たす一戸建て住宅及び共同住宅等のうち住宅部分に対する認定の申請について、従来の計算方法より簡易に判定が可能である「誘導仕様基準」を使用した場合による申請手数料を加えます。																					
[例] 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(戸建て住宅)																					
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">改正前</th></tr></thead><tbody><tr><td>1戸</td><td>35,000円</td></tr></tbody></table>	改正前		1戸	35,000円		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>誘導仕様基準による場合</td><td></td></tr><tr><td>1戸</td><td>21,000円</td></tr><tr><td>誘導仕様基準以外による場合</td><td></td></tr><tr><td>1戸</td><td>35,000円</td></tr></tbody></table>	改正後		誘導仕様基準による場合		1戸	21,000円	誘導仕様基準以外による場合		1戸	35,000円					
改正前																					
1戸	35,000円																				
改正後																					
誘導仕様基準による場合																					
1戸	21,000円																				
誘導仕様基準以外による場合																					
1戸	35,000円																				
○ 2023年4月1日から施行します。																					
【関係法令】																					
○ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）																					
○ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）																					
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）																					
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 武井	電話	724-4273																		

議案概要

議案名	第19号議案 町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例		
<p>【議案提出の目的】 災害対策基本法の規定に基づき、避難支援等関係者に対する避難行動要支援者の名簿情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿[※]の情報を、本人の同意を得ることなく、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者へ提供できるようにします。※ 避難行動要支援者名簿とは、高齢者、障がい者等のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方の氏名、生年月日、住所、避難支援を必要とする事由等を記載した名簿です。2022年度の町田市内の対象者は、12,566名です。○ 名簿情報の提供を受けた者の守秘義務等を定めます。○ 2023年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 災害対策基本法では、条例に特別の定めがある場合は、避難行動要支援者本人の同意を得ることなく、災害に備えて避難支援等関係者に名簿情報を提供することができることを定めています。○ 現在は「町田市個人情報保護条例」に基づき、名簿情報を避難支援等関係者に提供しています。○ 「町田市個人情報保護条例」が廃止となる2023年4月1日以降、災害に備えて、引き続き避難施設等関係者に名簿情報を提供することができるよう、本条例を新たに定めるものです。			
問合せ先	地域福祉部 福祉総課長 深沢	電話	724-2133

議案概要

議案名	第20号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------

【議案提出の目的】

国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、及び健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。

<改定前>

医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
5.93%	34,400円	2.00%	11,500円	1.87%	14,100円



<改定後>

医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.25%	36,500円	2.09%	12,100円	1.94%	14,600円
+0.32pt	+2,100円	+0.09pt	+600円	+0.07pt	+500円

[モデルケースにおける年税額]

- ・3人世帯の場合

(夫43歳→前年中の所得*200万円、妻41歳→所得なし、子ども→所得なし)

<改定前>319,700円 → <改定後>336,300円 (増額16,600円)

※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。

- 健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給総額を42万円から50万円に改定します。
- 2023年4月1日から施行します。

【関係法令】

- 地方税法第703条の4(国民健康保険税)
- 国民健康保険法第58条(その他の給付)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)

問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 武藤	電話	724-4027
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第21号議案 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
-----	--

【議案提出の目的】

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」による子ども・子育て支援法等の改正に伴い、関係する条例6本を一括して整理するため、制定するものです。

【議案の内容】

- 子ども・子育て支援法の条項番号が変更となることに伴い、同法から引用する条項番号を以下のとおり改めます。

改正条例	改正内容
町田市立保育園設置条例	子ども・子育て支援法 「第19条第1項」→「第19条」
町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例	
町田市子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援法 「第77条」→「第72条」

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務について、所管する省庁が変更されることに伴い、同法から引用する文言を以下のとおり改めます。

改正条例	改正内容
町田市授産センター条例	「厚生労働大臣」→「主務大臣」
町田市大賀藕絲館条例	
町田市通所療育施設条例	

- 2023年4月1日から施行します。

【関係法令】

- こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）
第25条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）
第33条（子ども・子育て支援法の一部改正）

問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 大坪 子ども生活部 保育・幼稚園課長 粕川 子ども生活部 子育て推進課長 香月 地域福祉部 障がい福祉課長 金子	電話	724-2876 724-2138 724-4468 724-2147
------	--	----	--

議案概要

議案名	第22号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 児童福祉法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの「福祉型」と「医療型」の2つの類型が廃止され、「児童発達支援センター」に一元化されたことに伴い、町田市子ども発達センターを「福祉型児童発達支援センター」から「児童発達支援センター」に改めます。(2024年4月1日施行)○ 児童福祉法等に規定する事務について、所管する省庁が変更されることに伴い、各法から引用する文言を以下のとおり改めます。(2023年4月1日施行)<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉法：「厚生労働大臣」→「内閣総理大臣」・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律：「厚生労働大臣」→「主務大臣」 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）○ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）<ul style="list-style-type: none">第2条（児童福祉法の一部改正）第25条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）			
問合せ先	子ども生活部 子ども発達支援課長 石崎	電話	709-3455

議案概要

議案名	第23号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 子ども・子育て支援法等の改正及び内閣府令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子ども・子育て支援法等の条項番号が変更となることに伴い、各法から引用する条項番号を以下のとおり改めます。<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援法：「第19条第1項」→「第19条」・学校教育法：「第25条」→「第25条第1項」○ 幼保連携型認定こども園及び保育所の管理者が、利用児童に対する必要な措置として懲戒権[※]を行使する場合の規定を削除します。<p>※ 懲戒権は、親権者が監護や教育に必要な範囲内で、その子を懲戒できることを定める民法の規定ですが、児童虐待を正当化する口実に利用されるとの理由から、2022年12月にこの規定を削除する改正が行われました。それに伴い、内閣府令に定める幼保連携型認定こども園及び保育所の管理者の懲戒権に関する規定も削除され、本条例においても同様の対応をするものです。</p>○ 2023年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号） 第1条（学校教育法の一部改正） 第33条（子ども・子育て支援法の一部改正）○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第65号）			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 粕川	電話	724-2138

議案概要

議案名	第24号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 家庭的保育事業者等 ^{※1} に対し、以下の内容を義務付けます。			
・ 家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置等を講じること。			
・ 利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法で確認すること。			
・ 利用乳幼児の送迎のために自動車を日常的に運行する場合、当該自動車にブザー等の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車の際に利用乳幼児の所在を確認すること。			
・ 感染症等の予防やまん延防止のために、職員に対する研修や訓練を定期的実施するよう努めること。			
※1 「家庭的保育事業者等」とは、0歳児から2歳児までの保育を行う家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する者をいいます。			
○ 家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設と併せて設置されている場合、保育に支障がない場合に関り、保育室等の設備や保育に直接従事する職員を兼ねることができるよう基準を緩和します。			
○ 家庭的保育事業者等が、利用乳幼児に対する必要な措置として懲戒権 ^{※2} を行使する場合の規定を削除します。			
※2 懲戒権は、親権者が監護や教育に必要な範囲内で、その子を懲戒できることを定める民法の規定ですが、児童虐待を正当化する口実に利用されるとの理由から、2022年12月にこの規定を削除する改正が行われました。それに伴い、厚生労働省令に定める家庭的保育事業者等の懲戒権に関する規定も削除され、本条例においても同様の対応をするものです。			
○ 2023年4月1日から施行します。			
【関係法令】			
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号及び第175号）			
○ 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 香月	電話	724-4468

議案概要

議案名	第25号議案 町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 放課後児童健全育成事業者*に対し、以下の内容を義務付けます。</p> <ul style="list-style-type: none">・放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置等を講じること。・利用者の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用者の所在を確実に把握できる方法で確認をすること。・感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置等を講じるよう努めること。・感染症等の予防やまん延防止のために、職員に対する研修や訓練を定期的実施するよう努めること。 <p>※ 「放課後児童健全育成事業者」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、学童保育クラブにおいて、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業を実施する者をいいます。</p> <p>○ 2023年4月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号及び第175号）</p>			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-2182

議案概要

議案名	第26号議案 町田市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
-----	---

【議案提出の目的】

町田市道における、自転車通行帯、自動運行補助施設及び歩行者利便増進道路に係る道路構造の技術的基準を定めるため、及び自転車道の設置要件を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、「自転車通行帯」を新たに規定し、設置要件、設置する位置及び幅員について定めます。
- 「自転車道」^{※1}の設置要件に、設計速度が時速60km以上である道路を対象とする旨の規定を追加します。

※1 自転車道とは、主に自転車が通行するために、工作物により区画して設けられる道路の部分をいいます。

- 交通事故の防止を図るため必要がある場合に設ける交通安全施設（横断歩道橋、柵、照明施設など）に、自動車の自動運行を補助するための「自動運行補助施設」を追加します。

(自動運行補助施設の一例)



電磁誘導線

▲電磁誘導線による自動位置特定による運行の補助



磁気マーカー

▲磁気マーカーによる自動位置特定による運行の補助

- 「歩行者利便増進道路」^{※2}の構造の基準として、①歩行者の滞留空間を設けること、②必要に応じて歩行者利便増進施設等を設置する空間を確保すること、③町田市道における移動等円滑化の基準に関する条例に定める基準に適合する構造とすることを定めます。

※2 歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）とは、賑わいのある道路空間を創出するため、道路法第48条の20第1項の規定に基づき指定される道路です。指定がなされることで、歩行者が安全で快適に通行でき、ゆっくりと滞留できる賑わいあふれる道路の構築が可能になります。

- 2023年4月1日から施行します。

【関係法令】

- 道路法（昭和27年法律第180号）
- 道路構造令（昭和45年政令第320号）
- 都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）

問合せ先	道路部 道路政策課長 深澤	電話	724-1120
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第27号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

「境川団地地区地区計画」の都市計画決定及び「木曽山崎地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

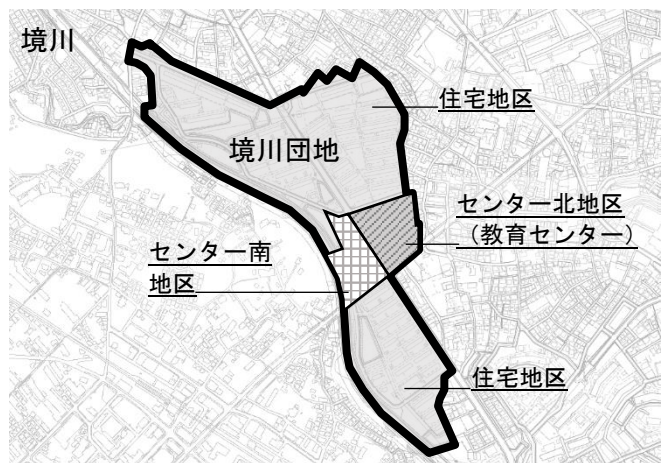
- 「境川団地地区」
2022年11月の「境川団地地区地区計画」の都市計画決定に伴い、当該地区における「建築することができる建築物」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」及び「建築物の高さの最高限度」を定めます。
- 「木曽山崎地区」
 - ・2023年1月の「木曽山崎地区地区計画」の都市計画変更に伴い、「公共・公益施設地区」の一部を「健康増進関連拠点地区」として定めます。
 - ・「健康増進関連拠点地区」について、建築することができる建築物等の制限を定めるとともに、給食センター、体育館等を建築できるよう、建築物の用途の制限を緩和する規定を定めます。
- 公布の日から施行します。

【関係法令】

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

境川団地地区

木曽山崎地区



問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課 建築審査担当課長 位田	電話	724-4413
------	-------------------------------	----	----------

議案概要

議案名	第28号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 市立公園において映画等の撮影、営業行為等を行う場合に、指定管理者が管理する公園については指定管理者が許可を行えるようにするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定管理者が、市立公園における映画の撮影、営業行為等の許可を行い、それに係る料金を指定管理者の収入として収受できるよう定めます。 ○ 2024年4月1日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 現行では、市立公園において映画等の撮影、営業行為等を行う場合、市長が許可を行っています。 本条例により、指定管理者が管理する公園については、指定管理者が許可を行い、その料金を収入として収受できるようにすることで、指定管理者の創意工夫により、市立公園をより有効に活用できるようになります。			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話	724-4399

議案概要

議案名	第29号議案 町田市忠生公園自然観察センター条例を廃止する条例
-----	---------------------------------

【議案提出の目的】

忠生公園内にある忠生公園自然観察センターの施設を、忠生公園と一体的に管理し、公園を訪れた方が多目的に利用できるようにするため、廃止するものです。

【議案の内容】

- 町田市忠生公園自然観察センター条例を廃止します。
- 2023年6月1日から施行します。

【廃止により何がかわるか】

- 忠生公園内にある忠生公園自然観察センター（忠生がにやら自然館）は、忠生公園に生息する生き物を展示したり、講習室で自然観察活動等を行う施設として運営しています。2021年度の当センターの利用率は、19%です。
- 本条例の廃止に伴い、本施設は、「忠生がにやら自然館」の名称は継続しつつ、町田市立公園条例に基づく公園施設に位置づけを変え、忠生公園と一体的に運営することとします。これにより、現在の植物や生き物などの自然に親しむ機能に加えて、公園を訪れた方が自由に休憩したり、活動したりする場として活用し、より多くの方に利用していただけるようにします。



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 家木	電話	724-4399
------	-----------------------------	----	----------

議案概要

議案名	第30号議案 町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例						
<p>【議案提出の目的】 HCU（高度治療室）の開設に伴い、病床数を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ HCU（高度治療室）※の開設に伴い、病床数を以下のとおり変更します。</p> <table border="1" data-bbox="207 483 845 568"><thead><tr><th data-bbox="207 483 526 524">改正前</th><th data-bbox="526 483 845 524">改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="207 524 526 568">458 床</td><td data-bbox="526 524 845 568">440 床</td></tr></tbody></table> <p>※ 「HCU（高度治療室）」とは、専用の治療室において、所定の装置及び器具を備えていること、入院患者数が4人に対して1人以上の看護師が配置されていること等、国の定める施設基準を満たした治療室のことをいいます。 ICU（集中治療室）に比べると重症度は低いが、一般病床では看護が難しい患者を対象としていることが特徴です。例えば、大手術の後や、重症化リスクが高い等の患者が入室します。</p> <p>○ 2023年5月1日から施行します。</p>				改正前	改正後	458 床	440 床
改正前	改正後						
458 床	440 床						
問合せ先	市民病院 総務課長 須崎	電話	722-2230				

議案概要

議案名	第 3 1 号議案 香山緑地既存建物耐震改修他工事請負契約
------------	--------------------------------------

【議案提出の目的】

香山緑地内に立地する書院造の建物を活用し、町田市の観光拠点の一つとするため、既存主屋の耐震改修工事並びに厨房棟及びトイレ棟の増築工事を行う工事請負契約を締結するものです。

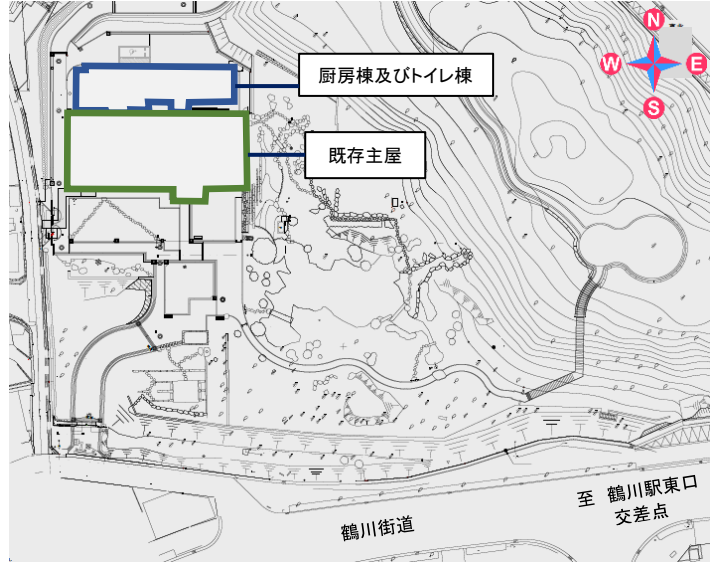
【議案の内容】

○ 工事内容

- ・ 既存主屋の耐震改修
(木造平屋建て、延床面積：357.98 m²)
揚屋工事^{*}、基礎改修工事、
耐震補強工事、内外装改修工事

^{*}基礎を改修するため、建築物の躯体を持ち上げて基礎と切り離す工事

- ・ 厨房棟及びトイレ棟の増築
(木造平屋建て、延床面積：140.31 m²)



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結)
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準)
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)

【契約の概要】

- 契約目的 香山緑地既存建物耐震改修他工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 286,000,000 円
- 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号
株式会社イワヲ建設
代表取締役 鈴木 成彦
- 工 期 契約確定の日から 2024 年 12 月 27 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 原田		724-1293
	(事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新		724-4398

議案概要

議案名	第 3 2 号議案 旧忠生第六小学校解体工事請負契約の変更契約		
<p>【議案提出の目的】 本件工事請負契約のうち、給食棟の解体工事について、既存杭の撤去及び擁壁の設置工事を追加することに伴い、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約金額の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約金額を 356,565,000 円から 373,318,000 円に変更する（16,753,000 円増）。 ○ 履行期限の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行期限について 2023 年 6 月 30 日を 2023 年 9 月 29 日に変更する。 ○ 主な追加工事の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存杭の撤去及び擁壁設置工事の追加 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 旧忠生第六小学校解体工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 変更前の金額 356,565,000 円 変更後の金額 373,318,000 円 ○ 契約相手方 東京都立川市柴崎町三丁目 13 番 19 号 株式会社エコワス 代表取締役 森屋 光石 ○ 工 期 変更前の工期 2022 年 9 月 30 日から 2023 年 6 月 30 日まで 変更後の工期 2022 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 29 日まで 			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 財務部 営繕課長 原田 (事業内容) 学校教育部 施設課長 平川	電話	724-2523 724-1293 724-2174

議案概要

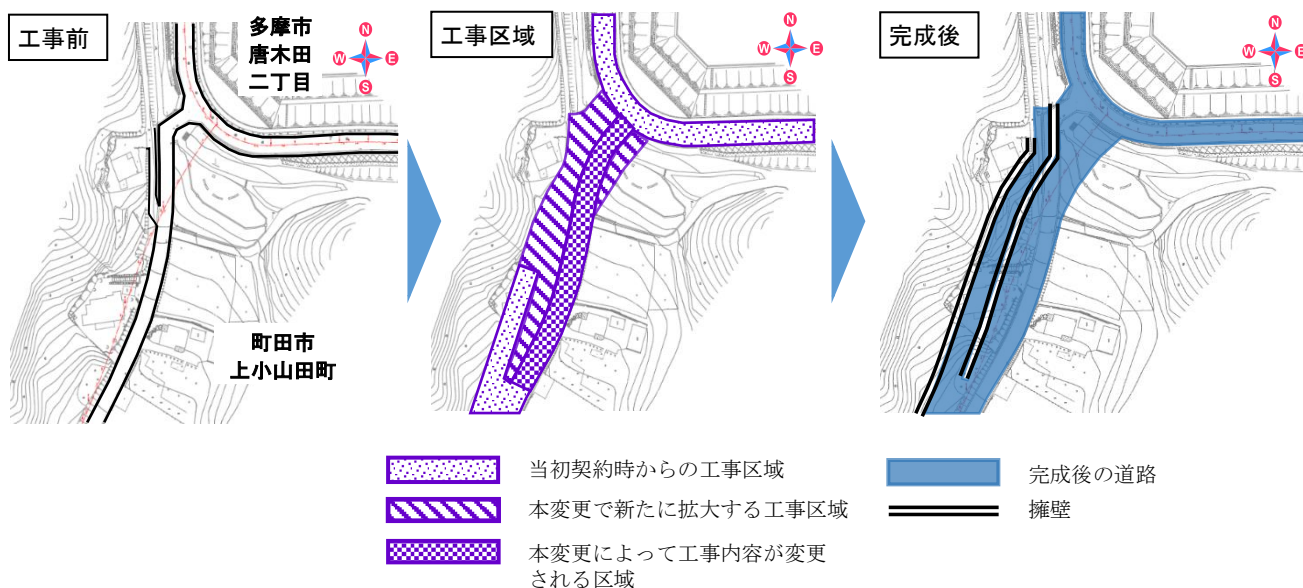
議案名	第33号議案 忠生630号線（第二期）道路改良工事（その4）請負契約の変更契約
-----	---

【議案提出の目的】

道路事業用地の取得に伴い、本設工事の施工範囲を拡大するため、契約金額の変更契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 契約金額の変更
 - ・ 契約金額を 261,078,400 円から 400,587,000 円に変更する（139,508,600 円増）。
- 主な追加工事の内容
 - ・ 施工範囲の拡大に伴う下記工事の追加
排水施設工事、街築工事、舗装工事、擁壁工事、交通安全施設工事



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 忠生630号線（第二期）道路改良工事（その4）
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 変更前の金額 261,078,400 円
変更後の金額 400,587,000 円
- 契約相手方 東京都町田市山崎町1635番地1
岳大土木株式会社
代表取締役 佐々木 信幸
- 工 期 2022年6月30日から2024年3月11日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 道路部 道路整備課長 市川	電話	724-2523 724-1125
------	--	----	----------------------

議案概要

議案名		第34号議案 普通財産の貸付について			
【議案提出の目的】					
株式会社町田新産業創造センターに対して、普通財産である土地を無償にて、また、家屋の創業支援事業に係る部分については減額して貸し付けるものです。					
【議案の内容】					
○ 貸付相手方 株式会社町田新産業創造センター 代表取締役 赤塚 慎一					
○ 貸付期間 3年間（2023年度～2025年度）					
○ 貸し付ける普通財産					
(1) 土地					
・ 所在地及び面積：東京都町田市中町一丁目 422 番 1 1,929.51 m ² のうち 1,191.51 m ²					
東京都町田市中町一丁目 423 番 1 56.93 m ²					
東京都町田市中町一丁目 423 番 2 118.87 m ²					
合計 1,367.31 m ²					
・ 貸付価格：無償					
(2) 家屋					
・ 所在地：東京都町田市中町一丁目 422 番 1					
・ 構造：重量鉄骨造 地上3階建					
・ 竣工：2004年3月12日					
・ 面積：680.04 m ² （建築面積）、1,938.57 m ² （延床面積）					
・ 貸付価格：834,000円（年額）					
・ 減額対象：創業支援に係る機能の部分（減額金額：6,840,205円）					
○ 無償又は減額にて貸し付ける理由					
貸し付ける土地及び家屋は、創業支援施設「町田新産業創造センター」の事業拠点として利用されます。同センターは、町田市が90%出資して設立した株式会社町田新産業創造センターが運営し、その事業内容は創業支援を中心として、市内産業振興に資する公益的な性質が強いものです。そのため、市から事業実施に必要な土地を無償にて、また、家屋を減額し貸し付けます。					
【議案の法的根拠】					
○ 地方自治法第96条第1項第6号（財産の貸付）					
【過去の実績との比較】					
○ 町田新産業創造センター 建物貸付料					
		2018-2022年度		2023-2025年度	
減額対象面積		1,727.90 m ²		1,727.90 m ²	
貸付対象面積		210.67 m ²		210.67 m ²	
貸付対象施設 (内訳)	運営事務室	49.69 m ²	運営事務室	49.69 m ²	
	応接室	17.35 m ²	応接室	17.35 m ²	
	倉庫（掃除用具）	5.87 m ²	倉庫（掃除用具）	5.87 m ²	
	イベントスペース	137.76 m ²	イベントスペース	137.76 m ²	
m ² 単価		3,951円		3,959円	
貸付価格（年額）		832,000円		834,000円	
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上			電話	724-2129

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第35号議案 鶴川駅南北自由通路の整備に関する施行協定</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>鶴川駅周辺の回遊性を向上させるため、駅の南北をつなぐ自由通路を整備するに際し、工事の一部（鉄道敷に影響がある範囲）を小田急電鉄株式会社に委託する必要があることから、施行協定を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所 町田都市計画道路 8・6・1号 鶴川駅南北自由通路線 (町田市能ヶ谷一丁目地内) ・延長 L=50.4m ・幅員 W=10.5m 			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） 			
<p>【協定の概要】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 協定目的 <ul style="list-style-type: none"> ・鶴川駅南北自由通路整備工事 ○ 協定相手方 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都新宿区西新宿一丁目8番3号 小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野 晃司 ○ 協定金額 <ul style="list-style-type: none"> ・1,761,000,000円 ○ 協定期間 <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結の日から2029年3月31日まで (南北自由通路の使用開始は2027年度末) 			
<p>【経緯】</p>			
<p>2016年5月</p>	<p>「鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関する協定」締結 町田市と小田急電鉄が協働で再整備を推進するための検討事項を定めたもの。</p>		
<p>2016年10月</p>	<p>「鶴川駅周辺再整備基本方針」策定 安全で便利な交通と快適で賑わいのある駅前空間の実現を目指すための方針を定めたもの。</p>		
<p>2022年3月</p>	<p>「鶴川駅周辺再整備事業に関する基本協定」締結 鶴川駅周辺再整備基本方針に掲げる目標の実現に向けて、再整備の範囲や役割分担等を定めたもの。</p>		
<p>2022年8月</p>	<p>町田都市計画道路事業8・6・1号鶴川駅南北自由通路線の事業認可を取得</p>		
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路整備課長 市川</p>	<p>電話</p>	<p>724-1125</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第36号議案 鶴川駅改良事業の工事に関する施行協定</p>		
<p>【議案提出の目的】 鶴川駅の自由通路整備に併せて、改札口等の駅機能を移設するため、小田急電鉄株式会社と施行協定を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所 小田急鶴川駅 ・ 整備内容 橋上駅舎化及び自由通路との接続 ホームドア、エスカレーター、エレベーターの整備等 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【協定の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小田急電鉄株式会社が工事を実施するにあたり、町田市が小田急電鉄へ補助する金額や工事期間等を定め、工事の円滑な推進を図ります。 ○ 協定相手方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号 小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野 晃司 ○ 協定金額（補助額） <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,089,000,000円（町田市負担分） （総工事費：5,848,000,000円） ○ 協定期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結の日から2029年3月31日まで （橋上駅舎の使用開始は2027年度末） <div data-bbox="791 1066 1485 1458" data-label="Image"> </div> <p>【経緯】</p> <p>2016年5月 「鶴川駅及び駅周辺の再整備の推進に関する協定」締結 町田市と小田急電鉄が協働で再整備を推進するための検討事項を定めたもの。</p> <p>2016年10月 「鶴川駅周辺再整備基本方針」策定 安全で便利な交通と快適で賑わいのある駅前空間の実現を目指すための方針を定めたもの。</p> <p>2022年3月 「鶴川駅周辺再整備事業に関する基本協定」締結 鶴川駅周辺再整備基本方針に掲げる目標の実現に向けて、再整備の範囲や役割分担等を定めたもの。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 荒木</p>	<p>電話</p>	<p>724-4214</p>

議案概要

議案名	第37号議案 損害賠償の額の決定について		
<p>【議案提出の目的】 町田市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を決定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 損害賠償の額 800,000 円</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当該医療事故の対象となった患者様は、2021年3月11日に、両側上下顎智歯抜歯術（4本の親知らずを抜く手術）を受けるため、町田市民病院の口腔外科に入院されました。○ 翌日3月12日に抜歯術を実施し、その際、使用した器具が患者様の右下唇部に当たり、口唇挫創が生じました。○ 退院後、患者様は、町田市民病院の形成外科外来で口唇挫創の治療を開始し、約1年間に渡り治療を受けられましたが、結果として右下口唇に瘢痕が残存してしまいました。○ こうした経過を踏まえ、患者様との話し合いの結果、市が患者様に対して、本件医療事故に係る損害を賠償することとしました。 <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第13号（損害賠償額の決定）</p>			
問合せ先	市民病院 総務課長 須崎	電話	722-2230

議案概要

議案名	第38号議案 市道路線の認定について		
<p>【議案提出の目的】 開発行為によって築造された道路、私道移管事業によって移管された道路、土地区画整理事業によって築造予定の道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 930 号線その他の合計 21 路線 総延長 1639mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
議案名	第39号議案 市道路線の廃止について		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南 404 号線その他の合計 4 路線 総延長 549mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 奥村	電話	724-1154

議案概要

議案名	第40号議案 包括外部監査契約の締結について		
【議案提出の目的】 2023年度の包括外部監査契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市では、2007年4月から市政のチェック機能の強化や業務の適正化を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市の財務に関する事務の執行等のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行います。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第252条の36第2項			
【契約の概要】			
○ 契約目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告		
○ 契約金額	9,500,000円を上限とする額		
○ 契約相手方	住所 東京都新宿区西新宿七丁目19番14-1106号 氏名 谷川 淳 資格 公認会計士		
○ 契約期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで		
【過去の実績】			
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額
2022年度	谷川 淳	経済観光に関する財務事務の執行について	9,500,000円
2021年度	青山 伸一	指定管理者制度に関する事務の執行について	9,500,000円
2020年度		外郭団体に係る財務事務の執行等について	10,500,000円
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 菊地	電話	724-2503

議案概要

議案名	第 4 1 号議案 指定金融機関の指定について		
<p>【議案提出の目的】 2023 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定金融機関<ul style="list-style-type: none">・株式会社 きらぼし銀行○ 指定期間<ul style="list-style-type: none">・2023 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで※ 現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行との契約は 2023 年 6 月 30 日をもって満了となります。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第 235 条第 2 項（金融機関の指定）○ 地方自治法施行令第 168 条第 2 項（指定金融機関等） <p>【過去の実績】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2003 年 7 月から次の 2 行により 2 年ごとに輪番<ul style="list-style-type: none">・八千代銀行（現きらぼし銀行）・横浜銀行			
問合せ先	会計課長 高野	電話	724-2196

議案概要

議案名	第42号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2023年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人72名、団体7組、合計79件です。

< 該当者内訳 >

	個人	団体	計
企業の振興・発展に尽力	2	/	2
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	6	/	6
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	11	/	11
消防団員として災害防止活動に尽力	6	/	6
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	3	3
交通安全協会会員として交通安全活動に尽力	19	/	19
地域自治の振興に尽力	10	/	10
児童福祉の振興に尽力	1	/	1
体育の振興に尽力	5	3	8
文化芸術の振興に尽力	4	1	5
保護司として住民の福祉向上に尽力	1	/	1
市の公益のために寄附	7	/	7
計	72	7	79

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 鈴木	電話	724-2100
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第 4 3 号議案 権利の放棄について																	
【議案提出の目的】 市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないもの、及び、債務者の死亡により請求権行使に実効性がないものについて、権利の放棄をするものです。																		
【議案の内容】																		
○ 2022 年 1 月から 12 月までの間に、次の事実が判明した 17 件の未収債権計 3,716,734 円について、権利の放棄をするものです。																		
・ 債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、当該債権の請求権を行使できないもの																		
<table border="1"><thead><tr><th>債権名</th><th>債権数</th><th>債権額</th></tr></thead><tbody><tr><td>生活保護費返還金</td><td>6 件</td><td>1,558,602 円</td></tr><tr><td>生活保護費戻入金</td><td>9 件</td><td>548,132 円</td></tr><tr><td>児童扶養手当返還金</td><td>1 件</td><td>740,000 円</td></tr><tr><td>計</td><td>16 件</td><td>2,846,734 円</td></tr></tbody></table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	6 件	1,558,602 円	生活保護費戻入金	9 件	548,132 円	児童扶養手当返還金	1 件	740,000 円	計	16 件	2,846,734 円
債権名	債権数	債権額																
生活保護費返還金	6 件	1,558,602 円																
生活保護費戻入金	9 件	548,132 円																
児童扶養手当返還金	1 件	740,000 円																
計	16 件	2,846,734 円																
・ 債務者が死亡し、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理され、債務者が不存在となったことから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの																		
<table border="1"><thead><tr><th>債権名</th><th>債権数</th><th>債権額</th></tr></thead><tbody><tr><td>生活保護費返還金</td><td>1 件</td><td>870,000 円</td></tr><tr><td>計</td><td>1 件</td><td>870,000 円</td></tr></tbody></table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	1 件	870,000 円	計	1 件	870,000 円						
債権名	債権数	債権額																
生活保護費返還金	1 件	870,000 円																
計	1 件	870,000 円																
【議案の法的根拠】																		
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号（権利の放棄）																		
○ 破産法第 253 条第 1 項（免責許可の決定の効力等）																		
○ 民法第 939 条（相続の放棄の効力）																		
問合せ先	財務部 納税課 債権対策担当課長 小山	電話	724-3295															



この冊子は、220部作成し、1部あたりの単価は237円です（職員人件費を含みます）。